

令和 7 年度

上野学園短期大学

自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献].....	24
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証].....	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	30
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果].....	36
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜].....	38
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援].....	39
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	48
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	48
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	54
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	58
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	61
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	69
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営].....	69
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営].....	70
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	71
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表].....	72

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価の基準に基づき、上野学園短期大学における令和 6 年度の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 6 月 30 日

理事長

石橋 香苗

学長

石橋 香苗

ALO

内田 有一

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

明治 37 年 11 月	私立上野女学校創立。
明治 43 年 9 月	(財)上野高等女学校認可。
大正元年 12 月	私立上野実習女学校設置。
大正 3 年 1 月	上野実習女学校を私立上野家政女学校と改称。
昭和 20 年 9 月	上野家政女学校廃止。
昭和 21 年 4 月	上野女子高等学院設置。
昭和 21 年 4 月	上野高等女学校専攻科設置。
昭和 21 年 4 月	上野高等女学校、東京都における音楽研究指定校となる。
昭和 21 年 4 月	法人名義を財団法人上野学園と改称。
昭和 22 年 4 月	学制改革により、上野高等女学校、上野学園中学校となる。
昭和 23 年 4 月	同じく上野学園高等学校となる。
昭和 24 年 3 月	草加農園内に上野学園高等学校別科設置。
昭和 24 年 3 月	上野学園高等学校に全国で初の音楽科設置。
昭和 25 年 4 月	上野学園高等学校 文部省より音楽実験校に指定される。
昭和 26 年 3 月	法人名義を学校法人上野学園に改称。
昭和 27 年 4 月	上野学園短期大学（音楽科）設置。
昭和 31 年 4 月	上野学園短期大学（家政科）設置。
昭和 32 年 2 月	上野学園高等学校別科、上野学園家政高等学院となる。
昭和 33 年 1 月	上野学園大学（音楽学部）設置。
昭和 33 年 3 月	上野学園短期大学音楽科を発展的に解消。
昭和 36 年 3 月	上野学園家政高等学院は名称を改め、上野学園草加高等学校となる。
昭和 39 年 6 月	創立者 石橋藏五郎園長逝去（昭和 39 年 4 月 20 日）に伴い、石橋益恵理事長に就任。
昭和 41 年 4 月	大学に音楽専攻科設置、短期大学に音楽科再設置。
昭和 42 年 4 月	大学音楽学部に音楽学科（音楽学専攻・音楽教育学専攻）増設 従来の音楽教育学科発展的に解消。
昭和 43 年 4 月	短期大学に専攻科（音楽専攻）設置。
昭和 44 年 4 月	大学音楽学部器楽学科に古楽（リュート、ヴィオラ・ダ・ガンバ、 リコーダー）専門を開設。
昭和 46 年 4 月	大学音楽学部器楽学科にギター専門を開設。
昭和 52 年 3 月	上野学園草加高等学校、休校。
昭和 56 年 4 月	石橋益恵学長・校長、学園長に就任。石橋裕副学長、学長・校長に 就任。

昭和 60 年 4 月	短期大学を草加校地に集約し、名称を上野学園大学短期大学部に改称。 上野学園大学短期大学部に人文学科増設。
昭和 62 年 4 月	大学音楽学部音楽学科の音楽学専攻・音楽教育学専攻の 2 専攻を廃止。
平成 4 年 2 月	石橋益恵理事長逝去。
平成 4 年 3 月	石橋裕、理事長に就任。
平成 4 年 4 月	上野学園大学短期大学部に専攻科（国際文化専攻）増設。
平成 7 年 4 月	上野学園大学に国際文化学部国際文化学科設置。
平成 8 年 1 月	上野学園草加高等学校廃止。
平成 8 年 3 月	上野学園大学短期大学部人文学科、専攻科（国際文化専攻）廃止。
平成 12 年 4 月	全国音楽療法士養成協議会より「音楽療法士（2種）養成所」の設置について認定を受け、上野学園大学短期大学部音楽科に「音楽療法士」養成課程を開講。
平成 16 年 4 月	上野学園大学音楽学部及び国際文化学部を統合して、「音楽・文化学部」とし、音楽学科と国際文化学科を設置し、音楽学科には器楽コース、声楽コース、ミュージック・リサーチ・コースの 3 コースを国際文化学科には英語、英国・アイルランド文化コースを設置。
平成 16 年 4 月	上野学園大学音楽学部及び国際文化学部、募集停止。
平成 17 年 4 月	上野学園大学短期大学部家政科、募集停止。 上野学園大学国際文化学部、同音楽・文化学部国際文化学科並びに大学短期大学部を上野校地へ移転集約。
平成 18 年 1 月	上野学園が設置する全教育機関において「男女共学」を実施することを決定（平成 19 年度より）。
平成 18 年 3 月	上野学園大学短期大学部家政科、廃止。
平成 18 年 4 月	上野学園大学音楽・文化学部国際文化学科、募集停止。
平成 19 年 3 月	上野学園大学音楽学部音楽学科廃止。
平成 19 年 4 月	石橋裕、理事長を辞任、学園長に就任。 石橋慶晴理事、理事長に就任。
平成 19 年 4 月	上野学園大学、同短期大学部並びに上野学園中学校・高等学校新校舎竣工。
平成 19 年 10 月	上野学園大学日本音楽史研究所（旧上野学園日本音楽資料室）を草加校地に移転。
平成 20 年 3 月	上野学園大学音楽学部（器楽学科・声楽学科）、国際文化学部（国際文化学科）廃止。
平成 22 年 3 月	上野学園大学音楽・文化学部国際文化学科廃止。
平成 22 年 4 月	上野学園大学音楽・文化学部の名称を上野学園大学音楽学部と称。
平成 22 年 5 月	音楽文化研究センターを大学音楽学部の附属機関として設置。
平成 23 年 4 月	石橋裕、上野学園大学長辞任、前田昭雄、上野学園大学長就任。

平成 26 年 8 月	石橋裕、上野学園大学短期大学部学長を辞任、石橋慶晴、上野学園大学短期大学部学長就任。
平成 27 年 4 月	前田昭雄、上野学園大学学長辞任、船山信子、上野学園大学学長就任。 上野学園大学ミュージック・リサーチ・コースをグローバル教養コースに改称、グローバル教養コースに文化創造マネジメント専門を設置。石橋裕、上野学園中学校・高等学校 校長辞任、高橋公三子副校長、校長に就任。
平成 27 年 12 月	上野学園大学日本音楽史研究所を上野校地に移転。
平成 28 年 6 月	石橋慶晴、理事長辞任、石橋香苗理事、理事長就任。
平成 29 年 4 月	船山信子、上野学園大学学長辞任、皆川弘至、上野学園大学学長就任。 石橋慶晴、上野学園大学短期大学部学長辞任、石橋香苗、上野学園大学短期大学部学長就任。
平成 31 年 4 月	皆川弘至、上野学園大学学長辞任、前田昭雄、上野学園大学学長就任。
令和 3 年 4 月	上野学園大学、学生募集停止。
令和 4 年 4 月	上野学園大学短期大学部専攻科が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受ける
令和 6 年 3 月	上野学園大学廃止。
令和 6 年 4 月	上野学園大学短期大学部を上野学園短期大学に名称変更。

<短期大学の沿革>

昭和 26 年 2 月	財団法人上野学園を学校法人に組織変更。引き続き石橋藏五郎が理事長の職務に就く。
昭和 27 年 4 月	上野学園短期大学音楽科を開設。石橋益恵、学長に就任。
昭和 31 年 4 月	家政科を設置（平成 18 年廃止）。
昭和 39 年 4 月	石橋藏五郎理事長逝去。同年 6 月に石橋益恵、理事長に就任。
昭和 41 年 4 月	音楽科を草加校地に再設置。
昭和 43 年 4 月	短期大学専攻科音楽専攻を設置。
昭和 48 年 4 月	上野学園日本音楽資料室を設置。
昭和 49 年 11 月	創立 70 周年記念講堂（石橋メモリアルホール）竣工。
昭和 56 年 4 月	石橋益恵、学園長に就任。石橋裕、上野学園大学および上野学園短期大学学長に就任。
昭和 60 年 4 月	家政科を草加校地に移転、短期大学を集約し、名称を上野学園大学短期大学部に改称。 人文学科を設置。
平成 4 年 2 月	石橋益恵学園長逝去、同年 3 月に石橋裕、理事長に就任。
平成 7 年 3 月	（人文学科を改組、平成 22 年に廃止）。
平成 12 年 4 月	音楽科に音楽療法士養成教育課程を設置。
平成 16 年 11 月	創立 100 周年記念式典挙行。
平成 17 年 4 月	音楽科・家政科が上野校地へ移転。

平成 19 年 4 月	石橋裕、学園長に就任。石橋慶晴、理事長に就任。 全学（大学・短大、中学・高校）で、男女共学化。 新校舎竣工（創立 100 周年記念事業）。
平成 21 年 4 月	原田禎夫、上野学園大学・同短期大学部学長代行に就任。
平成 22 年 4 月	新講堂（上野学園 石橋メモリアルホール）竣工。
平成 23 年 4 月	石橋裕、上野学園大学名誉学長の称号を授与される。
平成 26 年 9 月	石橋慶晴、上野学園大学短期大学部学長に就任。
平成 26 年 11 月	創立 110 周年記念式典挙行。
平成 28 年 6 月	石橋香苗、理事長に就任。
平成 29 年 4 月	石橋裕学園長逝去。 石橋香苗、上野学園大学短期大学部学長に就任。
令和 4 年 4 月	専攻科が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受ける。
令和 6 年 4 月	上野学園大学短期大学部を上野学園短期大学に名称変更。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

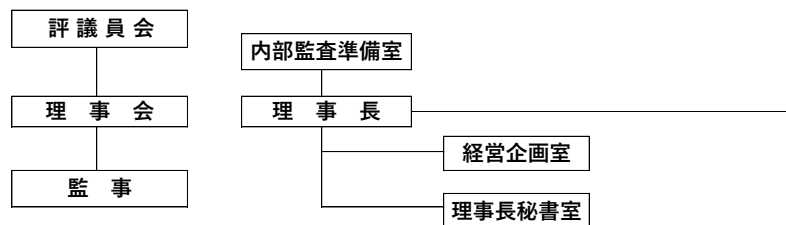
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
上野学園短期大学	台東区東上野 4-24-12	50	100	72
上野学園高等学校	台東区東上野 4-24-12	160	480	468
上野学園中学校	台東区東上野 4-24-12	80	240	148

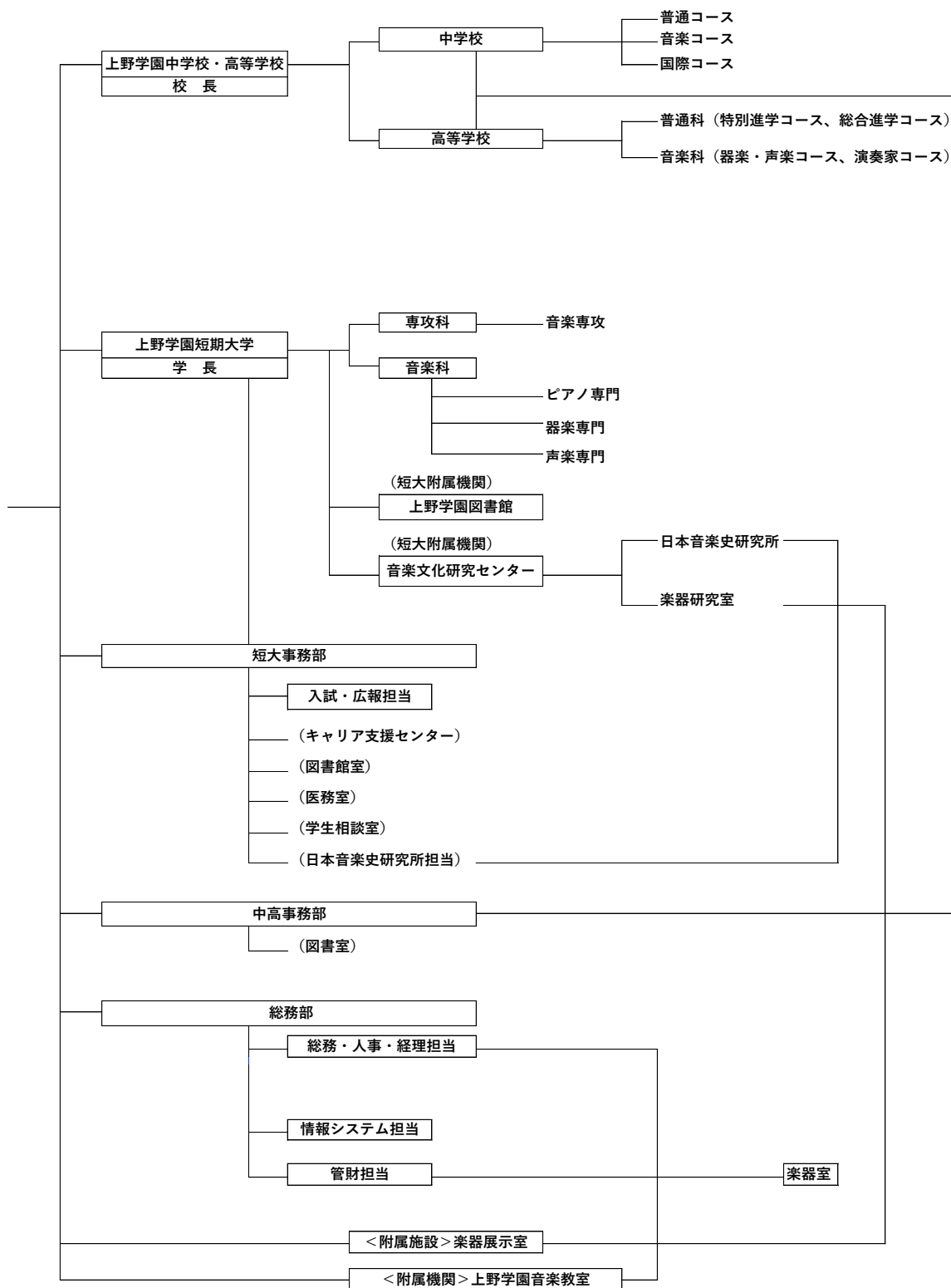
(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

令和7(2025)年5月1日現在

学校法人上野学園 組織機構図 2024年4月16日付改編





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は東京都台東区東上野4丁目24番12号に立地する。本学のある台東区は東京23区
 の中心よりやや東側に位置し、南は千代田区と神田川を隔てて中央区に接し、東は隅田川を
 境にして姉妹区の墨田区に隣接している。平成31年3月27日には人口が約42年ぶりに
 200,000人を超え、令和5年4月1日現在、世帯数130,123世帯、総人口208,824人とな
 っている。本学の最寄り駅である上野駅は東北・上越新幹線の起点であるJRのほか、東京
 メトロ、京成線が通り公共交通機関の整備状況が高い水準にあるほか、道路事情としても交
 通量の多い幹線道路が縦横に走る23区の中で第2位の道路率となっており、利便性に富ん
 だ立地となっている。上野は日本最初の都市公園が指定され、明治10年、第1回内国勸業
 博覧会が開催、以後第3回まで開かれ、その会場跡には、美術館、博物館、動物園、美術学
 校や音楽学校などが次々と設立し、芸術・文化の拠点の様相を呈すようになった。なかでも
 平成28年7月、国立西洋美術館を構成資産に含む「ル・コルビュジエの建築作品—近代建
 築運動への顕著な貢献—」が世界文化遺産に登録され、国立西洋美術館は、東京で初めての
 世界文化遺産となった。“寛永寺・上野公園、谷中の街並み”地域は、次世代に継承すべき
 美しい歴史的風土を形成している地域として、「美しい日本の歴史的風土100選」に選ば
 れている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	7%
東北	5	13%	2	5%	2	6%	3	11%	1	4%
北関東	4	10%	9	24%	3	9%	2	7%	4	15%
千葉	10	25%	9	24%	9	26%	3	11%	5	18%
埼玉	6	15%	5	14%	8	23%	6	21%	3	11%
東京	8	20%	4	11%	6	17%	10	36%	7	26%
神奈川	1	3%	1	3%	1	3%	0	0%	0	0%
中部	5	13%	1	3%	2	6%	2	7%	4	15%
近畿	0	0%	1	3%	1	3%	0	0%	1	4%
中国	0	0%	2	5%	0	0%	0	0%	0	0%
四国	1	3%	0	0%	1	3%	1	4%	0	0%
九州	0	0%	3	8%	2	6%	1	4%	0	0%
沖縄	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は、地域との交流を教育・研究活動と同様に重要と位置付けている。定期演奏会及びウィンド・アンサンブル定期演奏会は、東京都台東区の後援を受け、地域に公開している。

音楽を介した地域貢献として、保健所や病院でボランティア演奏を行ってきている。地道に着実に続けていく。

また、多くの人が行き交う土地柄、様々なイベントへの参加が要請されており、音楽の実践的教育の機会として、活かしている。「浅草かっぱ橋本通り・下町七夕まつり」、「台東区社会教育センターロビーコンサート」などを通して、本学の教育成果を地域に披露している。

■ 地域社会の産業の状況

台東区は、上野・浅草の二大繁華街を擁し、江戸時代から続く観光の町として栄え、上野以西の低地部には工場・工房が集まり、蔵前・浅草橋地区においては問屋街を中心に卸売りの町として繁栄を続けている。

地場産業としては、靴、カバン、袋物、ベルト、傘、ジュエリー、祭関連用具、伝統工芸品等があげられる。卸売りの町としては、御徒町の「ジュエリータウン」や世界でも珍しい料理道具・厨房設備を扱う「合羽橋道具街」や 1 km にわたる「仏壇関連商品の問屋街」等、専門問屋が集積している。

さらにホテル・旅館業も特徴的な産業で、東北の玄関として上野に宿泊施設が多かった歴史があり、簡易宿泊所や国内外の旅行客のためのホテル等が JR 上野駅周辺に多数ある。浅草寺・浅草神社を中心としたエリア、専門問屋が集積するエリアは観光地ともなっており、観光業も栄えている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸規程の改定。 ・ 教授会の意見を聴くべき事項の教授会での実施。 ・ 法人役員の公表事項の徹底。
(b) 対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学の名称変更に伴う諸規程を改定する。 ・ 学生の学籍異動や入学前の既修得単位数について、教授会で協議する。 ・ 役員に対する報酬等の支給の基準を公表する。
(c) 成果
完了。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）」を踏まえ、学内の管理体制の確認・見直しについて、規程や決まりの作成・公表等の整備を行った。研究活動の不正行為防止の取り組みとして、本学ウェブサイト「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」とその相談窓口を掲げている。適切な管理については、規程や本学の就業規則等に基づき、研究者によく確認して、間違いや不正請求がないように努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価委員会規程」に則り、委員会を

令和7年度自己点検・評価報告書に係る記録

令和6(2024)年11月16日(金)	認証評価ワーキング・グループ(WG) <ul style="list-style-type: none">・課題の洗い出しについて・課題解決の方略共有・令和7年度自己点検・評価報告書(2025年6月公開)の執筆
令和6(2024)年12月17日(火)	自己点検・評価委員会 <ul style="list-style-type: none">・2031年度認証評価受審に向けた年間スケジュールの確認・今回の受審結果から洗い出した課題の共有

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学の建学の精神は「自覚」である。建学の精神は、学則に定め明文化している。

上野学園短期大学学則 第 1 条

本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。

学園創立者、石橋藏五郎が強調した「自覚」教育は「自分らしく生きる」ということであり、自分を見つめる時間の大切さと、自分の個性や存在が自分のためだけではなく、社会のため、ほかの人々のためにもあること、そして、それは生きるための原動力となることを伝えている。こうして各人が真の「自覚」に目覚めるときに内なる創造性・音楽性を発見することができる。本学はそのような「自覚」を見出す「場」として位置付けている。

石橋藏五郎は「人間は、まことに人間としての一番大切なものをつくり上げて、そこに技術なり、学問なりがなければいけません。技術が優れていようが、学問が優れていようが、人間としてのことを踏まえなければ、これは価値のないものです。いつもそういう考えのもとに〈自覚〉を決して忘れてはなりません。」（『上野学園学報 33 号』より）と語っており、また昭和 24（1949）年に全国の高等学校で初めての音楽科が上野学園高等学校に設置された際の校長であった石橋益恵（のちの上野学園学園長、理事長）は「私は人間を作ることが、大切だと思っています。音楽を通して人間を作り、人間を作ることによって、よい音楽を育てる。」（『上野学園学報 5 号』より）という考えを示した。

建学の精神は教育理念・理想を明確に示しており、自覚を旨として個性を育てる伝統が脈々と受け継がれている。

教育基本法の第 1 章第 1 条（教育の目的）にある「人格の完成を目指す」は、本学の建学の精神及び教育理念と十分に関連している。また私立学校法の目的にあるように、「公

共性を高めて私立学校の健全な発達を図って」おり、本学の建学の精神は公共性を有しているといえる。

建学の精神は、学生便覧、学校案内、ウェブサイト、入学者選抜要項において、学内外に表明している。教育理念についてもウェブサイトにて表明している。入学式等の式典や学長講話においては、学長が建学の精神に言及し、学内に共有している。また、入学試験の面接や、オープン・キャンパスにおいても、受験生が建学の精神を認識できるように努めている。入学後は、必修授業科目「初年次プログラム」の「自校史」の回において、建学の精神が学園の歴史においてどのように具現化されてきたかについて学ぶ機会を設けている。日常的な教育上の課題に取り組んでいる主任会議においては、特定の学生または学生全体への指導方針を建学の精神から構築し、自己の行動を振り返り次の行動につなげる指導を行っている。

教職員への建学の精神の周知は日常的に行われており、理事長から説明する機会も定期的に設けている。

建学の精神が今の時代に相応しいものであるか、毎年度、学生便覧を作成する折に、平成 28（2016）年度に設置した教学マネジメント組織委員会にて検討・確認している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学は、建学の精神及び教育理念や目的を明確に示しており、教育活動の指針として学生及び教職員に周知し、様々な機会をとらえて学内外にも公開・説明を行っている。具体的な教育行為による学生の変容を主任会議で確認した上で、教学マネジメント組織委員会で現教育が建学の精神に相応しているか継続的に検証していく。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

必修授業科目「初年次プログラム」の「言語表現」の回は、学長が担当し、面接または課題のやり取りを通して、個々の学生に建学の精神を伝えている。学長講話については、教職課程及び音楽療法士養成教育課程の履修者に別々に行っている。加えて、学長招待新入生歓迎会や成人に達した学生を祝う会等の学長自らが主催する行事においても、学長は建学の精神について話をしている。

また、「初年次プログラム」の「自校史」の回では、本学の歴史をよく知る評議員が講師を務め、建学の精神への理解が深まるように努めている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、建学の精神「自覚」を受けて、学則第 1 条に明示している。

上野学園短期大学学則 第 1 条

本学は、学園の建学の精神「自覚」を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。

各専門の教育目的は、学則第 2 条第 2 項に別表第 1 として、明示している。

上野学園短期大学学則 別表 1 「各専門の目的」

科	専門／専攻	目的
音楽科	ピアノ専門	各学生の進度に応じた基礎的なテクニックを修得しながら、楽器としてのピアノが持つ表現力の可能性について、さまざまな時代の作品を通し学ぶ。また短期大学で学ぶ和声法や楽曲分析等の知識を活かして、作曲家の意図を実際の作品からどう汲み取り、自分の音楽としてゆくか、学生の能力に応じて適切に指導する。さらに、アンサンブルと伴奏法の基本、及びピアノ教育法の基礎知識も学ぶ。
	器楽専門	専門楽器の演奏技術の修得、音楽に対する深く幅広い理解力を養う。少人数制の利点を活かして学生各自の個性を尊重し、レベルに合わせたレッスンをを行う。ソロと同時にアンサンブルの実践も学ぶ。
	声楽専門	技術と音楽性を兼ね備えた声楽家・教育者の育成のため、個々の身体を活かす発声法の修得、言語や時代の異なる様々な歌唱様式の体得をめざす。また、重唱、アンサンブルを通じて、ハーモニー感、音楽的感性、及び表現力を養う。
専攻科	音楽専攻	これまでの 2 年間の学習を基盤とし、音楽を中心とした学習から深い教養の追求、並びに高度な演奏表現の探究を行う。

学科・専攻課程の教育目的・目標は、学生便覧、学校案内、ウェブサイトを示している。学生に対しては新学年度ガイダンスで、受験生に対してはオープン・キャンパスや高校訪問で説明している。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか、卒業生や就職先からの聴取により、定期的に点検している。キャリア支援センターでは、就職先から当該卒業生の職場での様子を聴取し、本学学生のどのような点が評価されているのかを確認している。その状況はキャリア支援センター委員会で報告、共有している。また、必修授業科目「初年次プログラム」の「キャリア学習」の回において、卒業生をゲスト講師として招へいする際、卒業生本人にも聴取を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、建学の精神に基づき、学習成果を定めている。本学における学習成果は、学則第1条にある目的を、また、第2条第2項にある各専門の目的を、具体化しているといえる。

学習成果

本学は、「自覚」を建学の精神とし、これに基づいて以下のとおり学習成果を定める。

- ・ 音楽芸術における専門的知識を習得し、理解を深め、演奏表現へ活かすことができる。
- ・ 他者との協働を通じ、多様性を理解・尊重したコミュニケーションができる。
- ・ 社会人としての基礎力や豊かな教養を身につけ、状況に応じて活用することができる。
- ・ 習得した知識や技能を活かして、音楽分野に留まらず広く社会に貢献することができる。

本学では、ディプロマ・ポリシーと対応させて学習成果を明文化し、令和5(2023)年度に教授会が承認している。本学における学習成果は、学則第1条の「音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成する」という目的を、学生側から具体化したものである。この内容は建学の精神及び教育理念と高い関連性を持っている。学則第2条第2項にある各専門の目的についても学習成果に反映されている。

本学が定める学習成果と学校教育法の短期大学の規定の照合について、学校教育法第5章第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に基づいて、本学の学習成果が定められていると確認できる。学習成果の定期的な点検は、主任会議での検証を経て、教学マネジメント組織委員会が確認している。令和6(2024)年度もこの手順で学習成果の確認を行った。

主任会議では、授業運営に関わる事項を協議しており、学生に学習成果を獲得させるための具体的な方法としてグループレッスンを提案し、取り組んでいる。これは、本学の核となる授業科目「専門実技」において、建学の精神に基づき、自己の在り方を他者との関係性の中から見つめる力を伸長すべく、専門実技の個人レッスンの学習に加えて欧州の音楽教育機関で一般的なグループレッスンを導入したものである。

グループレッスンは、令和4（2022）年度より全学生を対象として年間6回（1回90分）行っている。各専門で集まり毎回数名の演奏を聴き、ディスカッションをしながら多様な視点を取り入れ、熟考する力を育てていく。また他者の取り組んでいる楽曲について理解を深め、レパートリーを広げていく。

グループレッスンの概要

グループレッスンの目的	対話的な学びを通して、クリティカル・シンキングの育成と音楽表現の深化を図る。
グループレッスンの内容	ピアノ専門、声楽専門では、専門ごとに希望する学生が演奏を行い、学生のディスカッションによる対話的学びを行う。器楽専門では、全ての器楽専門の学生により、希望する学生が演奏を行い、学生のディスカッションによる対話的学びを行う。 いずれも短期大学各主任教員が授業者となる。
グループレッスンの回数及び期日	半期15回のうち、3回をグループレッスンとし、年間で6回実施する。月一回を目安として実施し、その期日は授業時間表に掲載する。

令和6（2024）年度グループレッスン日程

	前期			後期		
	講義要旨		日程	講義要旨		日程
ピアノ	①第5回 ②第9回 ③第13回	専 攻 1 年 1 年	①5月10日（金）12:40-14:10@第1リハ ②6月7日（金）12:40-14:10@第1リハ ③7月5日（金）12:40-14:10@第1リハ	①第3回 ②第9回 ③第13回	専 攻 1 年 1 年	①9月20日（金）12:40-14:10@第1リハ ②11月8日（金）12:40-14:10@第1リハ ③12月6日（金）12:40-14:10@第1リハ
	①第4回 ②第9回 ③第13回	2 年	①4月29日（月）16:00-17:30@第1リハ ②6月3日（月）16:00-17:30@第1リハ ③7月1日（月）16:00-17:30@第1リハ	①第4回 ②第9回 ③第13回	2 年	①9月30日（月）16:00-17:30@第1リハ ②11月18日（月）16:00-17:30@第1リハ ③12月16日（月）16:00-17:30@第1リハ
器楽	①第5回 ②第9回 ③第13回	1 専 専 年 攻 攻 科 科 2 2 1 年 年 年	①5月8日（水）17:40-19:10@第1リハ ②6月5日（水）17:40-19:10@第1リハ ③7月3日（水）17:40-19:10@第1リハ	①第4回 ②第9回 ③第13回	1 専 専 年 攻 攻 科 科 2 2 1 年 年 年	①10月2日（水）17:40-19:10@第1リハ ②11月6日（水）17:40-19:10@第1リハ ③12月11日（水）17:40-19:10@第1リハ
声楽	①第6回 ②第10回 ③第14回	1 年	①5月17日（金）12:40-14:10@第1リハ ②6月14日（金）12:40-14:10@第1リハ ③7月12日（金）12:40-14:10@第1リハ	①第4回 ②第10回 ③第15回	1 年	①9月27日（金）17:40-19:10@第1リハ ②11月15日（金）17:40-19:10@第1リハ ③1月10日（金）17:40-19:10@第1リハ
	①第6回 ②第10回 ③第14回	専 攻 2 年 科 1 年	①5月14日（火）12:40-14:10@第1リハ ②6月11日（火）12:40-14:10@第1リハ ③7月9日（火）12:40-14:10@第1リハ	①第4回 ②第10回 ③第15回	専 攻 2 年 科 1 年	①9月27日（金）14:20-15:50@第1リハ ②11月15日（金）14:20-15:50@第1リハ ③1月10日（金）14:20-15:50@第1リハ

令和6（2024）年度は、昨年同様、対話的な学びの質が深まる姿を見取ることができたことを、主任会議で確認している。このように、クリティカル・シンキングの手法により、他者との関わりから得た振り返りを学習成果に反映できる環境を整えている。

また、学習成果を確かめ発揮する場の一つとして、「学内演奏会」がある。これは専門実

技の2年次前期試験に相当する。学生が自らの技術的な向上や人間的な成長を実感でき、本学としても学習成果を学内外に表明する機会としている。

令和5(2023)年度、学生が自身の学習成果を把握できるように「学習成果に関する記録」を導入した。これは、2年間の学習成果とその過程における気づきを記録するもので、学期末に自分自身の成長を振り返って次の目標を立てることに使っている。令和6(2024)年度も学期終了時に学習成果の記録、振り返りを行った。特に、卒業年次生にとっては、自分の努力や成長を振り返る足跡としても有効であった。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」、カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施方針」、並びにアドミッション・ポリシー「求める学生像と入学者受入れの方針」の3つのポリシーは、学則別表1「各専門の目的」を踏まえ、一体的に策定している。

3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」

以下の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。

- ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。
- ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。
- ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。
- ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。
- ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。

各専門の学位授与の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

磨き上げた技術と豊かな人間性が表れる演奏ができていること。

器楽専門

専門楽器の演奏者として、専門技術を会得し、探求心に溢れた演奏ができていること。

声楽専門

「歌」についての技術と知識の習得に努めた演奏ができていること。

専攻科では、以下の要件を満たし、所定の62単位を取得した学生に修了証書を授与する。

- ・音楽の背景にある文化、社会、歴史を理解していること。

- ・理論と技能を通して音楽表現を探究できていること。
- ・教育現場やビジネスで展開できる主体的な課題解決スキルを備えていること。

カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」

学則第1条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。

- ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目を専門教育科目と同等に重視する。
- ・専門実技の個人レッスンを、週50分と設定し、グループレッスンも導入している。
- ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。
- ・1年間に取得できる単位の上限を46単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。
- ・キャリア教育として、学習に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」（1年次生の必修科目）を設定している。
- ・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。
- ・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。

各専門の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

個人レッスンおよびグループレッスンを中心に、「ピアノアンサンブル」「ピアノ伴奏法」「ピアノ伴奏法演習」では相手の音を聴き、互いの内なる心に対する感性を養う。

器楽専門

少人数制を活かし、第一線で活躍する教員が、基礎となる音、音階から、さらにその上のレベルに合わせたきめ細かな指導を行う。「器楽合奏」「ウィンドアンサンブル」等の合奏授業を通して、積極性や協調性を育てる。

声楽専門

個人レッスンでは発声の基礎から歌唱法を研究し、「声楽特殊演習」では楽曲の音楽知識の習得を目指す。

専攻科では、ディプロマ・ポリシーにおける3つの資質、能力を身に付けるために、以下の方針で教育課程を編成する。

- ・一般教育科目に芸術の歴史、哲学、教育に関する科目を配置し、教養ある人材を育成する。
- ・専門教育科目に専門実技と各種アンサンブル科目を備え、実技に打ち込める環境を整えている。
- ・課題解決を通して社会参画するための実践的なアウトリーチ科目を配置している。

アドミッション・ポリシー「求める学生像と入学者受入れの方針」

上野学園短期大学の教育基本概念は、建学の精神「自覚」にある。これを基盤として、以下のような志のある学生を求めている。

- ・「自覚」の精神をもって、自らの感性と個性を大切にする人。
- ・2年間で、人間力を培い、社会に貢献する人。
- ・専攻科進学、大学3年次編入、留学を目指す人。
- ・中学校音楽科教員、音楽療法士（全国音楽療法士養成協議会）の資格取得を目指す人。
- ・音楽教室の教師を目指す等の音楽教育の裾野を広げる仕事に興味がある人。
- ・生涯学習として音楽を学び、生き甲斐のある生活を送る人。

各専門の求める学生像は以下の通りである。

ピアノ専門

バロック時代から近・現代の作曲家の作品をレパートリーにできる人。

器楽専門

ルネサンス期から近・現代に至る幅広い時代の作品に積極的に取り組むことができる人。

声楽専門

「声」という楽器を用いて、言葉（詩）と音楽の融合から生まれる「歌」を感動とともに伝えることのできる声楽教育を受けたい人。

入学者受入れ方針は以下の通りである。

ピアノ専門

事前に準備した曲を暗譜で演奏し、基礎的テクニック、構成力、表現力、感性、意欲等を総合的に判断する。

器楽専門

入学試験では、音色、演奏技術、表現力、意欲等を総合的に審査する。

声楽専門

イタリア古典歌曲を含む外国語または日本語による基本的な声楽曲を数曲、事前に学習し暗譜して歌い、その時点での歌唱力、資質、意欲等を総合的に審査する。

入試種別ごとの入学者受入れ方針は次の通り設定している。

[一般選抜]

本学における学習に必要な実技能力、音楽の知識を有する人物の受入れを目的とする。

専門実技、音楽理論の成績、面接の成績に、調査書の評価を加え、総合的に合否判定及び特待生選考を行う。

[学校推薦型選抜] 【指定校】 【公募】

本学を専願とし、高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績、面接の成績に、推薦書および調査書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する。合格後、指定校のみに特待生選考制度あり。

[学校推薦型選抜（吹奏楽部）]

吹奏楽部に所属し活動している、本学を専願とする人物の受入れを目的とする。

専門実技は自由曲が課され、専門楽器のソロ曲のほか、吹奏楽コンクール等で演奏したパート譜での受験も可能である。この専門実技の成績および面接の成績に、調査書、部活動

顧問および学校長による推薦書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する。

[学校推薦型選抜（合唱部）]

合唱部に所属し活動している、本学を専願とする人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績および面接の成績に、調査書、部活動顧問および学校長による推薦書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する。

[総合型選抜]

本学を専願とし、音楽の基礎能力を有する人物の受入れを目的とする。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、最終面接を通して総合的に判定する。

[総合型選抜（社会人）]

社会人の立場から新たな学びの場を得たいという意欲のある人物の受入れを目的とする。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、作文と最終面接を通して総合的に判定する。

[総合型選抜（留学生）]

本学において学習する意欲があり、音楽の基礎能力を有する外国人留学生の受入れを目的とする。

事前にエントリーシート、在留資格証明や日本語習得状況を記した留学生志願書類を提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、最終面接を通して総合的に判定する。長期履修学生制度を希望することはできない。

[入学資格認定（学内）]

上野学園高等学校音楽科に在籍し、本学への入学を希望する人物の受入れを目的とする。専門実技および面接の総合的評価により認定および特待生選考を行う。

専攻科では、音楽を中心とした教養を基盤にして、人間力を高め、社会参画する意思のある人を求めている。求める学生像は以下の通りである。

- ・音楽や音楽文化に豊かに関わりたい人。
- ・音楽表現を探求し、実技を極めたい人。
- ・音楽を通して他者とつながり、協働して課題解決に当たろうという意思のある人。

3つのポリシーは、平成25（2013）年に教授会の承認を得て決定した。その後、教学マネジメント体制の整備・強化のため少人数の作業チームを編成したいとの学長の提案を受けて、平成28（2016）年度に3つのポリシー再考チームが発足し、それは教学マネジメント組織委員会に改称となった。

教学マネジメント組織委員会では、入学試験との関連から入試広報担当との連携によるアドミッション・ポリシーの整備、教育職員免許法施行規則変更の際のカリキュラム・ポリシーに掲載する科目の変更、ディプロマ・ポリシーとの関連で各授業科目への「授業を通し

て修得できる力」の明示等を行ってきた。ポリシーの改定は教授会で承認され、主任会議でも共有されており、教職員全員が承知している。法改正、学生の動向、社会情勢を鑑み、適宜検討している。

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与されるのかを定めており、学生の学習成果の目標となるものを示している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき、学習成果を体系的に獲得するための方針となっている。

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえて、学習成果を獲得し得る基礎学力を身に付けた人物の受入れを定めている。

本学では、3つのポリシーを踏まえた教育活動を行っている。入学希望者に対しては、学力の3要素（知識・技能／思考力・判断力、表現力等の能力／主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を確認した上で入学を許可している。入学後の学生に対しては、学科長が3つのポリシーについて説明し、本学での学びの在り方を示している。カリキュラム・ポリシーにより得られた学習成果は、ディプロマ・ポリシーに則り、教授会で認定し、卒業を決定している。

3つのポリシーについては、令和6（2024）年度も教職員での共通理解を徹底するとともに、学生に向け、学生便覧、学校案内に明示しているほか、入学者希望者、一般の方々に向け、ウェブサイト上に公開している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学習成果については各教員が常に意識していたものの、明文化し広く周知する取り組みには出遅れがあった。そのため、本学の学習成果への理解を深め、それを担当授業科目に反映させることを目的として、FD活動の強化を図り、令和6（2024）年度には次のとおり計画・実施した。

8月5日 (月)	FD委員会 1.令和5年度授業評価アンケート実施報告書の確認 2.令和6年度FD活動について
2月5日 (水)	FD委員会 1. 令和6年度授業評価アンケート（実施修了報告及び今後の変更点） 2. 委員会等のPDCAサイクルの策定 3. 講義要旨第三者チェックの実施 4. 令和6年度FD活動
2月17日 (月)	FD研究会 「合理的実技指導の在り方～スポーツ科学の視点から～」 講師：伊藤直木氏（日本体操協会トランポリン男子強化本部長）
2月19日 (水)	FD研究会 人と音シリーズ 「音楽様式と演奏表現の在り方～音色と奏法の視点から～」 講師：倉地恵子准教授（上野学園短期大学）

また、喫緊の課題であった学生自身の自己評価との関連を可視化するポートフォリオの活用は、令和 5（2023）年度に引き続き、令和 6（2024）年度においても「学習成果に関する記録」として実施している。入学時から卒業までの学習成果を記録し、定期的な振り返りを可能とするポートフォリオは、有効な手段である。今後は、学生のみならず教職員においてもその内容を共有し、授業および日常の指導に活用していくことが求められる。

教育目的・目標に基づく人材養成に対する評価については、就職先及び卒業生への聴取が有機的に回る仕組みを構築し、点検結果を可視化していく。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

教育の目的・目標と学習成果及び 3 つのポリシーとの関係は、入学後のガイダンスにおいて、学科長がカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを用いて説明している。カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーは、ナンバリングを含めて、毎年度見直し、適宜微調整を行っている。本年度も教学マネジメント組織委員会において、見直し・調整を行った。

個人実技科目にグループレッスンを導入した教育の効果は、教員による質的な見取りを行っており、学生同士が批評を通して協働的に学ぶ効果が、令和 6（2024）年度も確認できている。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

埼玉県草加市にはかつて本学の校舎があり、本学は草加市とのつながりが古くからあった。草加市教育委員会生涯学習課との協働で、草加市民のための音楽教養講座を実施・運営してきた。平成 17（2005）年に本学が上野校地に移転してからも、この講座を上野で開催している。定員 30 人、受講料は 1,000 円である。

草加市は“音楽都市宣言”を行っており、本学は音楽を通して草加市在住・在勤者の生涯学習に協力している。この講座は、講義 2 種と実技レッスンの二部構成になっており、講義部分は親しみやすい題材に専門性を加味し、一般の方々がより深く音楽と関わりを持てるように工夫している。

草加市民のための音楽教養講座 令和 6（2024）年度

	開催年月日	内容・指導教員
1	令和 6（2024）年 10 月 21 日	I 10:00～11:00 講座 「フランスのピアノ音楽：バロックから 20 世紀までの変遷と文化的背景」 倉地恵子准教授 II 11:10～12:10 講座 「ヴィオラ・ダ・ガンバの世界」 櫻井茂講師

	III 13:00～15:00 実技レッスン ピアノ 倉地恵子准教授 石井み予乃非常勤講師 フルート 飯島和久特任教授 声楽 栗田恵美子非常勤講師 ハープ 井田美幸非常勤講師
--	---

草加市との連携のほか、草加市・草加市文化協会・日本ハープ協会・本学の四者の連携により、「国際ハープフェスティバル」を平成元（1989）年の第1回から共催している。国内最大級のこの催しに、当初から本学教職員が大きく関わっている。

令和6（2024）年度は、前年度に引き続き、フェスティバルの一環であるスポットコンサートの一つを本学で開催し、学生と教員が出演した。

こうした地域連携のほか、小学校・中学校・高等学校における部活動の地域移行により求められる指導者を育成するという観点から、「上野学園吹奏楽指導者認定プログラム」を実施している。

ボランティア活動の支援に関する施策の策定及び推進については、ボランティア活動支援委員会にて検討、提言を行っている。ボランティア活動は、以下の通り、2種類に分類される。

①福祉の観点で、近隣の病院及び保健所と出張演奏の協定書を取り交わしている。ただし、コロナ禍の影響で、令和6（2024）年度も実施に至らなかった。

ボランティア演奏 [福祉] 令和6（2024）年度

	催し物名又は実施場所	実施／参加年月日
	実施せず。	

②地域交流に主眼を置いた出張演奏を下表の通り実施した。

ボランティア演奏 [地域交流] 令和6（2024）年度

	催し物名又は実施場所	実施／参加年月日
1	浅草かっぱ橋本通り・下町七夕まつり	令和6（2024）年7月7日
2	台東区社会教育センターロビーコンサート	令和6（2024）年9月12日
3	松葉こどもクラブ	令和6（2024）年7月26日 令和6（2024）年12月26日

学童クラブへのお出張演奏は、専攻科の授業科目「子どもと音楽教育」におけるアウトリーチ活動の一環として実施している。台東区の学童クラブからは本学への期待が寄せられており、子どもたちに対する教育的効果も高い。また、学生にとっても、社会貢献活動を実践的に企画・運営する貴重な経験となっていることから、今後も継続的に連携していく。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

社会貢献については、福祉と地域交流の両面を柱として活動を展開していく。学生にとっては、学業と並行して地域貢献に関わることには時間的な制約もあり、負担となる側面があ

る。学生の自主性・主体性を尊重した活動であるだけに、これらのバランスをどのように図るかが今後の課題である。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学の自己点検・評価のための規程及び組織は、「上野学園短期大学自己点検評価規程」に基づき自己点検・評価委員会を設置している。短期大学基準協会が定める基準に沿って、ワーキング・グループが計画を立て、自己点検・評価委員会に進言している。自己点検・評価委員会は内部質保証の点検を行い、理事長の確認を得ている。

定期的な自己点検・評価については、毎年度末に自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証の強化を図っている。本学では全教職員が関与して自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書の根拠資料の収集等、報告書作成に協力している。報告書執筆については、専任教員及び管理職の事務職員があたっている。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者が加わることにしても、系列高等学校の校長（評議員を兼ねている）に随時意見を聴取できる体制が整っており、また、定期的に中高短連絡会議を開催し、意見交換を行い、教育の質向上に役立てている。

認証評価以外の外部評価について、本学はその重要性を認識しており、学校評価委員会を設置している。コロナ禍で活動を縮小していたが、今後の再開に向け準備を進めている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-D-2 の現状>

本学では、平成 30（2018）年度、アセスメント・ポリシー「学習成果の評価の方針」を

定め、学生便覧およびウェブサイト上に公開している。3つのポリシーを基に、学生の学習成果の到達状況を、機関レベル、学科レベル、科目レベルの3段階において検証している。入学した日から卒業する日まで多面的な査定を行い、客観的に教育活動を見直し、教育課程の改善に努めている。

具体的な方法・指標は次の通りである。

アセスメント・ポリシー 指標

	入学時 アドミッション・ ポリシーに基づく検証	在学中 カリキュラム・ ポリシーに基づく検証	卒業時 ディプロマ・ ポリシーに基づく検証
機関レベル	各種入学試験 新入生アンケート	GPA 取得単位数 退学・休学率 学生生活実態調査	卒業率 就職率 進学率 卒業時アンケート
学科レベル	各種入学試験 外部英語資格試験	GPA 取得単位数 成績分布状況 資格課程履修率 外部英語資格試験 外部音楽能力試験（グレード） 課外活動状況 定期演奏会・櫻樹祭総合演奏会出演オーディション 学生生活実態調査（予習復習時間）	卒業演奏会出演 資格取得率・取得者数
科目レベル	クラス分けテスト	成績評価 学生による授業評価アンケート 学習成果に関するアンケート	

アドミッション・ポリシーに基づく検証を、入学試験結果及び新入生アンケートにて行っている。入学試験はすべて複数回の面接を設定しており、受験に至る背景や学業意欲を知る機会となっている。入学前のクラス分けテストは、効果的な学習のスタート地点となっている。また、入学直後に実施するアンケートでは、本学の教育内容や施設に対する期待を測っている。

カリキュラム・ポリシーに基づく検証としては、GPA、取得単位数、退学・休学率といった数字によるものと、学生生活実態調査や授業評価アンケートといった学生の意見集計に

よるものがある。

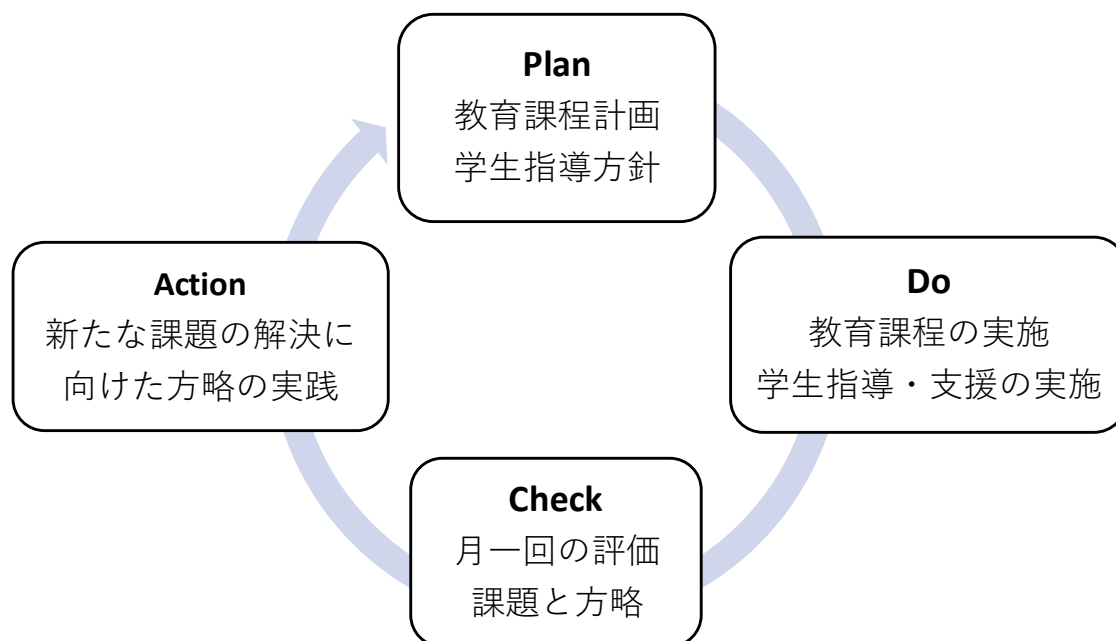
ディプロマ・ポリシーに基づく検証は、2月に卒業判定教授会を開催し、学習成果に基づいて、成績一覧、GPA、成績分布等により確認を行っている。卒業式当日においては、学事報告にて資格取得者数や卒業後の進路の傾向を発表する。同日、卒業時アンケートを実施し、学生自身の自己評価と本学に対する満足度を聴取している。

授業評価アンケートはFD委員会が、新入生アンケート、学生生活実態調査、及び卒業時アンケートはIR委員会が主管する。

査定の手法は、授業評価アンケート等各種調査の結果が公表された後、主任会議で改善を要する点を洗い出している。主任会議では授業運営に関わる事項を扱っており、内部質保証のPDCAを実践している。

主任会議 継続的學生支援と教育課程の評価 令和6(2024)年度

	会議開催日	継続的學生支援	教育課程の評価
1	4月16日	毎回、学生委員より配慮を要する学生の指導及び課題を報告し、解決策を策定する。その後の学生の変容を確認するPDCAサイクルを実施している。短大事務部と連携し、授業5回、10回終了時の調査で欠席が多い学生に迅速な対応を行っている。	主として、専門実技の学習における適応状況や、グループレッスンの状況を評価した。学習成果の発表である学内演奏会等演奏会や、専門実技における総括評価に位置付けられている実技試験、卒業試験等の計画の策定と事後の評価を行った。
2	5月14日		
3	6月11日		
4	7月9日		
5	9月10日		
6	11月12日		
7	12月10日		
8	1月14日		



令和6(2024)年度においては、各委員会・会議体のPDCAサイクルを一層明確に整備し、進捗状況の可視化を図るため、統一フォーマットによるPDCA表を作成した。

これらの取り組みにより、全教職員が一体となった継続的な内部質保証活動を推進している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、改正や一部変更の際は教授会にて事務部門より報告があり、相互確認の上、法令を遵守している。資格課程においては、授業や実習で欠席が多い学生や問題行動がみられる学生に担当教員が指導を行い、資格に対する責任を全うしている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

PDCA サイクルの運用については、今後さらなる定着化が課題である。引き続き全教職員への理解促進を図り、明確な改善行動（Action）を推進していく。また「学習成果に関する記録」を通じて蓄積された質的データを体系的に整理し、学生の 2 年間の成長を具体的に把握し、キャリア形成及び進路指導への具体的活用法を検討することが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

系列高等学校の教員と連携がとれており、高等学校からの意見を聴取する機会を持っている。得た意見は自己点検・評価に活用している。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
特になし。
- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学は、建学の精神及び学則に基づき教育活動を行い、学習成果の質を保障すべくディプロマ・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」

以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。

- ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。
- ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。
- ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。
- ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。
- ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。

各専門の学位授与の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

磨き上げた技術と豊かな人間性が表れる演奏ができていること。

器楽専門

専門楽器の演奏者として、専門技術を会得し、探求心に溢れた演奏ができていること。

声楽専門

「歌」についての技術と知識の習得に努めた演奏ができていること。

専攻科では、以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に修了証書を授与する。

- ・音楽の背景にある文化、社会、歴史を理解していること。
- ・理論と技能を通して音楽表現を探究できていること。
- ・教育現場やビジネスで展開できる主体的な課題解決スキルを備えていること。

卒業の要件については学則第 35 条・36 条・37 条に定めている。本学音楽科の教育課程の構成は、「教養・基礎科目（10 単位以上）」「外国語科目（8 単位以上）」「保健体育科目（2 単位）」「専門教育科目（44 単位以上）」となっており、卒業には 62 単位以上が必要である。なお、各学科目に配置する授業科目は適宜見直しを行っている。

成績評価の基準は学生便覧に掲載している。成績評価段階と該当点数は、クラス授業と専門実技レッスンとで分けて設定している。なお、令和 6（2024）年度からは、専門実技レッスンにおける成績評価段階と該当点数を、全専門において 100 点法に統一した。

資格取得の要件については、学生便覧に掲載されている履修計画表において定めている。教職課程においては、免許状取得に必要な専門教育科目と教職課程履修者のみが履修する

「教職に関する専門教育科目（32 単位以上）」を設定している。音楽療法士養成教育課程については、資格取得に必要な授業科目を通常の教育課程に含めた上で、履修者を指定する形をとっている。また、本学独自の資格である「上野学園吹奏楽指導者認定プログラム」で必要な科目は教育課程外に設置しているものも一部ある。なお、令和 6（2024）年度より受講資格を上野学園短期大学・上野学園大学の卒業生に広げた。

卒業判定教授会では、学習成果の獲得状況を量的・質的データにより確認し、卒業者を決定する。教育職員及び音楽療法士の資格付与についても、教授会で確認している。

本学のディプロマ・ポリシーは建学の精神のもと、学校教育法の定めにもとづき、短期大学設置基準の卒業に係る法令に基づいている。資格課程においても、教育職員免許法等の法律や音楽療法士養成協議会の定めによる条件に適合している。豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養し、広く社会に貢献する意思と能力を持つ人材を育成している。

ディプロマ・ポリシーは、教学マネジメント組織委員会で次年度のカリキュラム編成の検討を行う際に点検を行い、改定の際は教授会の意見を聞いた上で学長が決定している。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。】

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応して定めており、それに従って授業科目を編成している。

本学音楽科のカリキュラムは、短期大学設置基準第 5 条、第 6 条にある教育課程の編成方針にもとづき、「教養・基礎科目（8 単位以上）」「外国語科目（8 単位以上）」「保健体育科目（2 単位）」「専門教育科目（44 単位以上）」となっており、加えて「教職に関する専門教育科目」や「補習科目」がある。それぞれの科目群に、学習成果に対応した科目を配置している。

入学後のガイダンスで、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの関係性を示すカリキュラム・マップとその体系性・系統性を示すカリキュラム・ツリーを用いて、カリキュラムの説明を行っている。単位の実質化を図るため、履修単位上限を年間 46 単位と定めている（長期履修学生は年間 30 単位）。

カリキュラム・ポリシーに基づいて実施される成績評価は、教育の質の保証のために、厳格に運用されている。シラバスには、開講年次、授業形態、単位数、担当教員、授業概要、到達目標、授業計画及び事前事後学習の内容、フィードバック方法、成績評価方法、テキスト及び参考図書、オフィスアワー、アクティブ・ラーニングの有無が、記載されている。学生は各科目の位置付けや学習成果を得るために必要な事項を確認することができる。

高等教育の修学支援新制度に関連して、実務経験のある教員についての表示をシラバスに付けている。シラバス作成の折には所定項目の記述を担当教員に依頼し、回収の際に教学マネジメント組織委員会が所定項目の記載や内容の適切性を点検している。

令和 6（2024）年度講義要旨チェック項目

1. 概要	①	どのような授業を行うのか、授業全体の趣旨などをわかりやすく、具体的に記述しているか。
2. 到達目標	②	どのような知識・能力などを修得できるか等、具体的に目標を示しているか。

3. 授業計画	③	授業の概要記載になっていないか。
	④	各授業回で異なる内容を記載しているか。 (テーマ、学習内容を記載しているか。)
	⑤	記述が簡潔もしくは大まかすぎているか。
	⑥	試験実施の場合、試験＋講義となっているか。
	⑦	初回が「ガイダンス」や「オリエンテーション」のみの記載となっていないか。
4. 事前・事後学習および所要時間	⑧	事前・事後学習の内容、必要なことが具体的に示されているか。
	⑨	所要時間を正しく記載しているか。
5. フィードバック	⑩	フィードバックの方法が記載されているか。
6. 成績評価	⑪	評価基準を明示しているか。 評価基準： どういふことを評価するか、到達目標に対してどの程度達成できたかを判断する目安、成績評価の際に重視すること、等。
	⑫	出席状況を評価に加えていないか。
	⑬	複数の評価方法を使用する場合、それらの配分割合を明記しているか。
7. テキスト	⑭	空欄になっていないか。
8. オフィスアワー	⑮	場所・時間・方法などを記載しているか。
9. 学位授与の方針との関連	⑯	「知識・技能・理解」「知識・技能の活用」「意欲・経験・多様性」の3つの領域の観点を踏まえているか。

授業回数は半期 15 回が確保され、そのほかに講義科目の試験期間と「専門実技」演奏試験及び「副科ピアノ」実技試験日程を設けている。学習成果の一端となる諸演奏会も要所に開催している。

カリキュラムの見直しは、教職課程の法改正時のほか、学生の動向や社会情勢を見ながら、教学マネジメント組織委員会が定期的に行っている。

カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」

学則第 1 条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。

- ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目を専門教育科目と同等に重視する。
- ・専門実技の個人レッスンを、週 50 分と設定し、グループレッスンも導入している。
- ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。
- ・1 年間に取得できる単位の上限を 46 単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。

・キャリア教育として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」（1年次生の必修科目）を設定している。

・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。

・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。

各専門の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

個人レッスンおよびグループレッスンを中心に、「ピアノアンサンブル」「ピアノ伴奏法」「ピアノ伴奏法演習」では相手の音を聴き、互いの内なる心に対する感性を養う。

器楽専門

少人数制を活かし、第一線で活躍する教員が、基礎となる音、音階から、さらにその上のレベルに合わせたきめ細かな指導を行う。「器楽合奏」「ウィンドアンサンブル」等の合奏授業を通して、積極性や協調性を育てる。

声楽専門

個人レッスンでは発声の基礎から歌唱法を研究し、「声楽特殊演習」では楽曲の音楽知識の習得を目指す。

専攻科では、ディプロマ・ポリシーにおける3つの資質、能力を身に付けるために、以下の方針で教育課程を編成する。

・一般教育科目に芸術の歴史、哲学、教育に関する科目を配置し、教養ある人材を育成する。

・専門教育科目に専門実技と各種アンサンブル科目を備え、実技に打ち込める環境を整えている。

・課題解決を通して社会参画するための実践的なアウトリーチ科目を配置している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、教養科目を専門知識に偏らない幅広い分野の学びに触れる機会と位置付け、汎用的能力の育成を目的としている。教養・基礎科目として13科目26単位を配置し、その中から10単位以上の取得を卒業要件として定めている。教養科目の内容は毎年度見直しており、令和6(2024)年度からは、データサイエンスの要素を取り入れた「情報とデータサイエンスⅠ」を選択科目から必修科目へ、体育実技と講義を統合した「健康とスポーツ」を必修科目から選択科目へと履修区分を変更して配置した。

教養教育と専門教育との関連については、入学時ガイダンスにおいて学科長及び短大事務部が説明を行い、短期大学における教養的視野を拓げる意味を説明している。

教養教育の効果測定・評価については、アセスメント・ポリシーに則り、各科目の担当教員により適正に行われている。

また、全開講科目において、学生による授業評価アンケートを実施しており、講義科目の授業の目的と内容の理解具合を尋ねている。授業評価アンケートの結果を分析することで、教養教育科目の教育効果の測定が可能となっている。

本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うように編成されている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

ディプロマ・ポリシーに「音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。」と示してあるように本学における教育の職業との接続は、音楽芸術と文化的教養の学習を通じた課題解決能力という汎用的資質・能力である。直接職業につながる教育としては、資格課程である教職課程並びに音楽療法士養成教育課程において、その資質・能力の習得とキャリア指導を行っている。

教職課程では、教職に関する専門教育科目を履修し、「教育実習」で3週間の実習を行っている。学内で学んできたことを実際の現場で実践することは、職業教育であるといえる。実習に際しては教員が事前と事後の指導を行い、また、終了後の「教職実践演習(中)」では教育実習を振り返るとともに履修カルテを提出させて教職課程の授業の中で何を学んだのかを振り返り、教職に就くための具体的な教育を行っている。音楽療法士養成教育課程も同様に、「音楽療法実習」で事前・事後指導も行い、現場体験を積むことで職業意識を持たせている。

教職課程履修者は、教職関係の仕事に就くだけでなく、近年発達支援事業所、学童保育への就職が増えている。音楽療法士養成教育課程履修者は福祉施設職員としての就職が開かれているが、音楽療法士としての専門性が十分に活かさないという現状がある。資格課程の学外実習に際しては、実習中に実習先を本学教員が訪問し、実習指導者との間で、意見交換を行い、実習先の評価と本学での実習担当教員との総合評価で出している。

キャリア支援センターでは、進路未定のまま卒業していく学生を無くす方針のもと、一般企業への就職支援にも力を入れている。音楽実技をどのように学んだのか、学んでいてどうだったか、その学び方をどう今後活かせるかというイメージを持たせ、それを展開・発展させている。その結果、令和6(2024)年度卒業生の就職率は87.5%であった(下表1)。これは、就職者数と進学者数の合計を学生数で除した数値であり、令和7(2025)年度学校基

本調査に提出したデータである。なお、就職及び進学希望者で除した場合は 91.3%となり（下表 2）、出口保証は果たしているといえる。

進学・就職率の状況 令和 6（2024）年度

1	卒業者数（人）	進学者数+就職者数（人）	進学・就職率（%）
	24	7+14	87.5
2	進学希望者+就職希望者（人）	進学者数+就職者数（人）	進学・就職率（%）
	7+16	7+14	91.3

職業教育の効果の測定・評価は、キャリア支援センター委員会にて進捗状況と対策、振り返りを行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学は、教養教育と専門教育の関連性の重要性を認識している。その理解を学生に可視化して示すため、教養教育と専門教育を統合したカリキュラム・ツリーの作成を検討している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の学習成果は、ディプロマ・ポリシーを基盤に、具体性のある学習成果を定め、学内外に公表している。学習成果に掲げる 4 項目をディプロマ・ポリシーと対比して確認できる。

学習成果とディプロマ・ポリシーの対比

	学習成果の各項目	ディプロマ・ポリシーの各項目	
		短期大学	音楽科
専門性	音楽芸術における専門的知識を習得し、理解を深め、演奏表現へ活かすことができる。	音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。	ピアノ専門 磨き上げた芸術と豊かな人間性が表れる演奏ができていること。
コミュニケーション能力	他者との協働を通じ、多様性を理解・尊重したコミュニケーションができる。	コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。	器楽専門 専門楽器の演奏者として、専門技術を会得し、探求心に溢れた演奏ができていること。 声楽専門 「歌」についての技術と知識の習得に努めた演奏ができていること。
高潔な人格と幅広い知識	社会人としての基礎力や豊かな教養を身につけ、状況に応じて活用することができる。	社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。	
社会貢献	習得した知識や技能を活かして、音楽分野に留まらず広く社会に貢献することができる。	音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。	

ディプロマ・ポリシーに掲げられた最終的な目標は、学生が学習成果として何を達成できるかを明確に示している。

学習成果はアセスメント・ポリシーに従って、機関レベル、学科レベル、科目レベルで測定される。特に科目レベルの学習成果は、各授業科目の成績評価として評価される。加えてGPAとして数値化されることで、具体的な学習成果として把握可能となっている。

学生は2年間で習得する知識や技能をカリキュラム・ツリーによって認識することができる。本学及び本学音楽科の学習成果は2年間という一定期間内で獲得可能であるといえる。資格課程において、2年間で免許状を取得し、当該資格により社会貢献していることからもうかがえる。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業科目の学習成果はディプロマ・ポリシーと関連付けられ、修得すべき内容が明確に盛り込まれている。

授業科目の評価は、シラバスの「成績評価」欄に示された基準に基づき、各担当教員が行う。シラバスは教学マネジメント組織委員会が中心となって確認しており、各授業科目の成績評価基準がディプロマ・ポリシーに沿っていることがチェックされている。

学生の卒業に関わる学習成果の最終的な評価は、教授会で判定している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学習成果の獲得状況は、量的データとしてGPA、単位取得、学位取得、資格取得、就職・進学状況等により測定・評価しており、質的データとしては授業評価アンケートやその他アンケートや学生が自身の学習成果を把握することができる「学習成果に関する記録」等、複数の側面から行っている。

教授会での卒業判定では、学生個々の累計GPA及び累計GPA順位を確認している。GPAは、奨学金候補者の検討や学業不振者への個別対応の資料として活用している。学生は各学期の成績通知書で自らのGPAを確認でき、成績証明書にも累計GPAが記載されている。

授業評価アンケートでは、当該科目の目的や内容の理解度に関する設問を設け、担当教員は学生の学習成果を把握し、教育改善の根拠として活用している。また、令和6(2024)年度においては設問を改訂し、学習成果の基盤となる実技レッスン時間数の実態把握にも取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学習成果の基盤として、授業評価アンケートの結果は分析と考察を加え報告書とし、ウェブサイト上に公開している。また、令和6(2024)年度より、すべての教員が授業改善計画

に取り組むことが強化された。授業改善計画は学内で閲覧できるようにしている。

単位取得、学位取得、資格取得（教職、音楽療法）、進学・就職、4つの学生アンケート（「学生による授業評価アンケート実施報告書」「新入生アンケート報告書」「学生生活実態調査報告書」「卒業時アンケート報告書」）、これらの状況は、ウェブサイト上に公開している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

芸術科目の学習成果の測定方法については、量的・質的データに基づく評価のあり方の検討が求められている。特に、学生の成長過程を可視化することが今後の課題である。

また、「学習成果の記録」については、紙媒体から個人ポータルサイト等を通じて記入・提出・管理できる仕組みの整備を検討していく。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者の選抜方法は、アドミッション・ポリシーに対応して、多様な方法を用いて実施している。本学は、高大接続の観点により、学力の3要素を評価している。

入学試験の種類は8種類。全てに実技試験を実施し、〈知識・技能〉について測っている。吹奏楽部推薦や合唱部推薦の実技試験ではコンクール曲目のパート譜の演奏も可として、日頃の成果で入学試験に臨めるようにしている。総合型選抜の実技試験は、レッスン形式の実技試験を行い、各受験生の伸びしろと積極性を測っている。各試験で行う2回にわたる面接は、〈主体的に学びに向かう態度〉と〈思考力・判断力・表現力〉を測っている。高等学校での成績評価を加え選考基準を設けて、公正かつ適正に入学試験を実施している。授業料、その他入学に必要な経費については、入学者選抜要項、ウェブサイト、学生便覧に明示している。

学生確保のために、入試センター（アドミッション・オフィス）を整備し、受験生からの問い合わせや相談に適切に対応している。また、系列高等学校との連携を密にとり、本学の教育内容を伝えている。高校音楽科2年生対象の学内オープン・キャンパスや普通科生徒を含めた学校説明会・座談会を通して、アドミッション・ポリシーや本学の特色について直接説明して、系列高等学校の教員と意見交換する機会を設けている。

一般の高校に対しては、入試広報担当職員が定期的に高校訪問を行い、現場の先生からの意見を聴取している。その内容を入学試験委員会にフィードバックし、アドミッション・ポリシーについては教学マネジメント組織委員会にて点検・修正を行っている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

入学者選抜に関する情報は「入学者選抜試験要項、ウェブサイト」に明記するとともにオープン・キャンパスや高校訪問においても周知をはかっている

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

入学者の傾向は毎年変化し続けている中、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施することに加えて、受験生の状況を踏まえた入学者選抜の方法へと更新することが重要な課題となる。そのために、受験生やその保護者、高校教員へのアンケートやヒアリングを継続的に行い、更新のための検討を継続する。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

令和7(2025)年度の入学者選抜は、学校推薦型の出願が前年度と同数であったのに対し、12月以前の総合型選抜の出願は前年度の2倍となった。これは、12月までに志望校合格を目指す傾向が強まっていることの表れと考えられる。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

総合型選抜での入学手続き者については、入学前教育として「音楽理論」及び「聴音」の課題を与え、個別に学習アドバイスを行うほか、冬期音楽受験講習会にて全ての科目を無料で受講できるようにして、入学後の学習意欲の向上につなげている。

入学手続き後、入学までの間に、学生生活についての情報提供を行っている。本学には式典等、指定された諸行事において着用する制服があり、入学前に準備するように説明している。制服は、教育実習校への訪問や就職活動での企業訪問等、学外での着用の機会もある。制服に付ける校章（桜花をかたどり、八角形の古代鏡を配したデザイン）についてもお知らせする。

また、演奏会、演奏試験に着用する服装も定めており、これについては、入学後のガイダンスで、着用する際のステージマナーと合わせて説明している。

制服

	通常	厳暑期
女性	黒無地のスカート・スーツ 白無地のブラウス 黒のパンプス 黒無地のストッキング 校章	黒無地のスカート 白無地のブラウス 黒のパンプス ベージュ無地のストッキング 校章
男性	黒無地のスーツ 白無地のワイシャツ ネクタイ（色・柄は自由） 黒のビジネス・シューズ 黒の靴下校章	黒無地のズボン 白無地のワイシャツ 黒のビジネス・シューズ 黒の靴下 校章

演奏試験及び演奏会等の服装

女性	白無地のブラウス 黒のロングスカート 黒のパンプス ベージュ無地のストッキング
男性	黒無地のスーツ 白無地のワイシャツ ネクタイ（形・色・柄は都度指定する） 黒の靴下 黒の革靴

入学式前日に「ソルフェージュ」及び「和声法」のクラス分けテスト（楽典、聴音）を行い、学生の習熟度に合わせた指導が授業初日から行えるようにしている。

入学式当日は、学生証及び個人情報を記録する様式を配付する。

ガイダンスでは、学生生活並びに教務、就職に関する説明を行っている。学生便覧に基づき、学科の特色、学習成果、単位の取得、卒業要件、履修計画、学生生活の諸項目（自転車、ロッカー、落とし物、健康管理、練習室使用方法等）を説明している。学生委員からは自己管理、マナー、ハラスメント、悪徳商法、喫煙飲酒、学生相談等の指導を行っている。

ガイダンスでは1年次必修授業科目「初年次プログラム」の1回目と2回目を実施している。

「初年次プログラム」第1回、第2回 令和6(2024)年度

第1回	キャリア学習① 3つのポリシーを理解し、学修の見直しをもつ。	事前学習 学生のためのハンドブックを読み、履修計画表、講義要旨、授業時間表を読む。	140分
	キャリア形成の考え方、3年次編入、留学について理解し自己のキャリア観を明確にする。	事後学習 時間割に基づいた生活の在り方について考える。	140分
第2回	学内情報の利用方法（情報モラル含む）。 学修への心構え（授業への出席、実技試験におけるステージマナーの修得）	事前学習 学生便覧を読む。	140分
		事後学習 時間割の完成。	140分

さらに後期の授業開始前に、前期成績を配付し、取得単位や卒業要件及び資格課程に必要な単位の確認を行い、学習意欲の維持・向上のために、個別対応をしている。

毎年度発行する学生便覧には、建学の精神、各専門の目的、3つのポリシー、アセスメント・ポリシー、成績評価基準等、学生の学習成果の獲得のために必要な項目を掲載している。学生便覧は1年次に冊子として配付するとともに、短大事務部窓口でいつでも閲覧できるようにしている。

基礎学力が不足する学生に対する補習授業科目を設定している。開講科目は毎年度設定し、各学生の習熟度が高まった時点で、合格、受講終了としている。学力不足の学生に対して、面談や個別指導を随時行っている。

音楽科の特性として、「専門実技」個人レッスンが授業形態の主体となる。クラス担任はいないが、実技指導教員が日常生活もきめ細かな支援をする。主任は各担当教員からの声を吸い上げ、学生の課題の把握と情報交換に努め、必要に応じて主任会議で報告し共有する。人間関係から学習上の課題や進路の相談まで対応している。また、オフィスアワーを設け、授業内容に関して相談できる体制が整っている。オフィスアワーの枠に限らず、必要に応じて質問・相談ができるようになっている。

本学では通信教育を行っていない。

優秀な学生に対する配慮や支援として、英語に関わる外部資格試験による単位認定を行っている。実用英語技能検定試験（英検）、TOEIC、TOEFLの級やスコアに応じて、本学の評価を付与し単位を認定している。また、在学中の学業成績及び学内外での活動に応じて、卒業式に表彰をしている。

本学は留学生を受け入れる方針をとっており、直近では令和2(2020)年度に2名、令和3(2021)年度に1名が在籍した。

学習成果やディプロマ・ポリシーに定められた成果を測定する方法として、卒業率、就職率、進学率、卒業時アンケート、卒業演奏会出演、資格取得率・取得者数があげられ、これ

らの結果を次年度の学習支援に活かしている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

学生支援のために、学生委員会を置き、専任教員である学生委員が学生の生活指導についての指導・助言を行っている。

本学では、建学の精神に基づき、社会人として健全な民主社会の発達に貢献する人材を育てる上で、学長及び教授会は学友会を承認している。学友会は、学生各人が学生たる名誉を重んじ、その基盤に立って、学生独自の領域と役割を実現するという趣旨のもとで活動している。全学生が出席する学友会総会の決議により、委員長と副委員長を選出し、学友会長である学長が任命する。その他の委員は委員長が任命する。

学友会主催行事として、4月の新入生歓迎演奏会、11月の櫻樹祭、3月の謝恩会がある。学生が主体的に活動するための学友会費の管理も学友会が行い、前年度収支決算報告と当該年度予算案の決議も学友会総会で扱われる。学友会活動の指導・助言は学生委員があたっている。短大事務部も、学生委員と連携して支援している。

令和6（2024）年度櫻樹祭は、日頃の教育の成果を発表する機会となった。同窓会組織の恵声会とは、櫻樹祭パンフレットに「『窓』個性豊かな大先輩」のコーナーを設け、交流を図っている。活躍している卒業生による近況報告と学生時代を振り返っての在学生へのメ

ッページを掲載している。

学内の福利厚生施設としては、3階に食堂を配置しており、自動販売機や電子レンジも利用可能である。焼きたてパンの販売も行っている。食堂は系列の中学校・高等学校と共用しているが、昼食休憩時間は適切に棲み分けされている。同階には購買部もあり、学生は教科書、楽譜、文房具、スナック類、雑貨を購入できる。

宿舍が必要な学生への支援として、短大事務部にて信頼実績のある不動産業者の紹介を行っている。

通学は基本徒歩であるが、自転車通学希望者には学内駐輪場を、申請により年度ごとに使用許可を出している。また、本学校門脇に路線バスの停留所がある。

奨学金制度については、学内奨学金として、特待生制度（減免）を設置しており、入学試験での成績により、初年度学納金の一部を免除している。

特待生制度

種類	人数	内容
特待生 S	若干名	授業料年額の免除
特待生 A		授業料年額の半額の免除
特待生 B		授業料 30 万円免除
特待生 C	評価の範囲内	入学金免除
特待生 D	評価の範囲内	入学金 5 万円免除

そのほか、遠隔地出身学生支援奨学金（給付）を設置し、遠隔地出身の自宅外通学生で、経済的理由のある学生に年額 12 万円を支給している。

学外奨学金では、日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）、福島育英会（給付）があり、各選考基準に沿った学生を推薦している。

各奨学金の採用人数 令和 6（2024）年度

学内外	奨学金名称	学年	学生数
学内	特待生	1 年	特待生 B：1 人 C：3 人 D：1 人
		2 年	3 人
	遠隔地出身学生支援奨学金	1 年	2 人
学外	日本学生支援機構奨学金	1 年	給付：2 人 第一種：3 人、第二種：6 人
		2 年	給付：6 人 第一種：8 人、第二種：11 人
	福島育英会	1 年	2 人

学納金の納付について、本学では原則として前納制をとっているが、授業料、一般維持費、諸会費は 2 期分納を可能としている。さらに、経済的理由により延納（分割納付）の希望がある場合は、所定の手続きを経て認めている。その他の特段の事情が生じた際は、総務部経

理担当と短大事務部で対応している。

学生の健康管理については、年度初めのガイダンスでの説明に加え、全学生の健康診断を行っている。医務室で看護師が急病・怪我の対応にあたるほか、健康相談にも応じている。学生相談の受付も医務室で行っている。健康診断時に実施する「健康に関する調査票」の管理も医務室で行い、学生の不調に応じられる体制を整えている。看護師は日頃から学生の健康状況を把握し、健康診断の結果に基づいた学生への健康指導及び健康相談を行っている。

学生が抱える様々な問題や悩みは、まずは実技担当教員が吸い上げる。その内容により、短大事務部、学生委員が相談にあたっている。医務室では、精神面の不調を訴える学生の対応もしている。学生相談室は設置している。また、オフィスアワーにおいても、学生の相談を受け付けている。基本的に全教職員が学生の問題や悩みを聞くが、特に、短大事務部の職員と学生委員が中心になり学生との連絡を常時保っている。

学生生活に関して、学生生活実態調査を実施している。この調査は、学生の学修行動の特徴やニーズ分析により教育環境及び学生支援体制を改善することを目的としている。学習成果の獲得に係る勉強や練習に割く時間や学内施設（練習室、キャリア支援センター、図書館）の利用状況、困ったときの対処行動について聴取し、学生の意見や要望の顕在化を図っている。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制について、まず、出願資格に日本語能力の条件を付けており、本学の留学生は日本語の基本的な運用能力を身に付けている。ただ、実際の授業についていけているかどうかの観察は適宜行っている。具体的には、短大事務部が当該留学生の履修授業科目の担当教員に出席状況、学業成績を半期ごとに調査している。その結果、問題があれば、学科長に報告し、学科長・主任会議で状況を確認する。短大事務部では、留学生が長期欠席や学業不振に陥らないように毎月の在籍確認を行うこととしている。日本での生活については、学生便覧に「留学生のための手引き」を掲載し、旅券（パスポート）・在留カード、在留期間、アルバイト、国民健康保険、学納金納付、日本での就職について説明している。アルバイトの希望がある場合は、所定の学内手続きを経て、在留資格を妨げない範囲で支援している。本学は、東京出入国在留管理局留学審査部門より、留学生の在籍管理が適正に行われていると認められ、令和5（2023）年10月16日付で「適正校（クラスⅠ）」として選定されている。

社会人学生は、特別な支援の必要は現状ない。本学では、社会人を入学前に満25歳以上である者、職業体験、社会的活動の経験、家事従事等の経験がある者と定義している。社会人のための入試制度「総合型選抜（社会人）」を設けている。社会人からの受験の問い合わせや相談のためにリーフレットを用意している。

社会人学生数 令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会人入学者 1年次生（人）	7	7	9
入学者数における割合（％）	20.0	25.0	33.3
社会人学生総数 1～2年次生（人）	13	15	15
学生総数における割合（％）	17.8	23.1	24.5

障がい者支援については、障害のある学生のための修学支援委員会が中心となり、受け入れのための施設対応や相談窓口を整備し、支援体制は整っている。出願の時点で、受験特別措置（出題方法、移動介助等）を申請してもらい、合格後に当該障がい者の出身校と移行支援について打ち合わせをしている。入学後は、合理的配慮に基づいた修学支援を行っている。障害のある学生のための修学支援委員会では支援ハンドブックを作成している。校舎内はバリアフリー化されている。

合理的配慮に基づく修学支援の例

場面	支援内容例
授業	教材の拡大、授業中のパソコンの使用、講義内容の録音、板書やスライドの写真撮影、スケジュールの明確化、座席の指定、オフィスアワーの定期的利用など
試験	文書伝達、口頭伝達、時間延長、筆記試験の別室受験、解答方法配慮、提出期間の延長
学内生活	履修登録アドバイス、移動補助、連絡事項のメール発信
就職支援	面接試験対策、障害者としての就職活動

本学は、長期履修学生を受け入れる体制を整えており、社会人学生の入学者数に並行して、一定数の在籍がある。職業を有している学生や家庭の事情を抱える者などそれぞれの生活に合わせながら、時間を有効活用した学習計画を立てるスタイルが定着している。

長期履修学生数 令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期履修学生 1年次生（人）	6	6	8
入学者数における割合（％）	17.1	21.4	29.6
長期履修学生総数 1～2年次生（人）	11	15	21
学生総数における割合（％）	15.1	23.1	34.4

学生の社会活動については、基準Ⅰ-A に記述したように、福祉関係や地域交流のボランティア演奏を行っている。ボランティア活動の実績は、奨学金等の推薦における評価として反映している。活動の際には、社会福祉協議会のボランティア保険に加入し、その費用は本学が負担する。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

就職・進学への学生支援の組織として、キャリア支援センターを設置している。キャリア支援センターでは、進路相談、進路指導、就職紹介、求人票の集計及び開示、大学3年次編入学及び留学の相談、進路データの管理等を行っている。資格を持ったキャリアカウンセラーが常駐し、個別指導で就職につなげる体制をとっている。

組織的な就職支援を行うことを目的として、キャリア支援センター委員会を設置している。委員会は、「職業教育及び職業意識の啓発に関すること」、「就職指導計画の企画・立案に関すること」、「学生の就職相談及び進路指導に関すること」、「就職に関する情報の収集・提供及び調査・分析等に関すること」等について協議する。構成員は、学科長及び専任教員2名、事務職員2名、キャリアカウンセラー1名である。委員長は学科長が務め、専任教員には教職課程と音楽療法士養成教育課程の担当教員を配置し、資格を生かした就職を念頭に置いている。

資格別取得結果 令和6(2024)年度

免許資格名称	取得者数
中学校教諭2種免許状	7人
音楽療法士(2種)称号	5人

具体的な就職支援については、キャリア支援センターを10階に設置し、PC、複合機、求人票、企業ファイル、問題集、資料を備えている。学生はキャリアカウンセラーに就職相談ができる環境になっているほか、キャリアカウンセラーから個々の学生にアプローチし、時機にあった助言・指導を行っている。

1年次必修授業科目「初年次プログラム」では、キャリアをテーマにした内容を盛り込んでいる。講師はキャリアカウンセラーと卒業生が務めている。

「初年次プログラム」第1回、第4回 令和6(2024)年度

第1回	キャリア学習① 3つのポリシーを理解し、学修の見通しをもつ。 キャリア形成の考え方、3年次編入、留学について理解し自己のキャリア観を明確にする。	事前学習 学生のためのハンドブックを読み、履修計画表、講義要旨、授業時間表を読む。	140分
		事後学習 時間割に基づいた生活の在り方について考える。	140分
第4回	キャリア学習② 卒業生講話。	事前学習 自己の将来についてまとめておく。	100分
		事後学習 講話を基に自己の将来を考える。	180分

短大卒業後も継続して音楽を学びたいという学生も多く、進学への支援も整えている。具体的には、本学の専攻科への進学、大学 3 年次編入、留学である。専攻科への進学については、学科長が中心となって進学説明会を開催し、専攻科の教育方針や課程内容、奨学金や学納金についての説明を行っている。本学専攻科は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けており、所定の要件を満たし、審査に合格すれば学位の取得が可能である。本学の教員による実技指導を継続して受けたいという希望が多いため、専攻科への進学が円滑に進むよう学内の体制を整えている。

大学 3 年次編入学については、本学は武蔵野音楽大学と国立音楽大学の指定校となっている。先方大学のオープン・キャンパスの申し込みや出願手続き支援等、短大事務部が間を取り持っており、編入学試験の手順に沿って学生へ案内・誘導を丁寧に行っている。

留学については、仏パリ・エコール・ノルマル音楽院への留学支援・指導の体制を構築し、同音楽院出身の専任教員 2 名がオフィスアワーを利用して学生からの相談に応じている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

就職先から聴取した内容について、学生指導及び教育活動に活用しているが、長期的な視野に立って音楽科の教育方針と照らしながら、有効に活かしていく。聴取方法はアンケートの一斉送信等の機能的に回る仕組みを作っていく。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

一般企業の採用担当者は、本学学生が音楽に向けてきた集中力や粘り強さを評価している。本学では、ここでの学びを社会に還元してもらえるような、地に足のついた進路指導をしている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

ディプロマ・ポリシーを成績評価基準及び資格要件と一体化することについて、教学マネジメント組織委員会で検討した結果、従来通りとした。

教養教育と専門教育の関連については、両者を組み合わせたカリキュラム・ツリーの作成を引き続き検討中である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

実技科目の試験の受験方法に選択肢を設けるかどうかを検討していく予定である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

短期大学及び科の教員組織を整備し、適正に教員配置を行っている。

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、ウェブサイト上に公開している。

カリキュラム・ポリシーに基づいて専任教員及び非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

専任教員の配置 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

		教授	准教授	講師	
		石橋香苗			
教職課程	教科に関する専門的事項	飯島和久 特任 細谷美直	三宅康弘 倉地恵子	中山晶世	専任教員数：5 必要専任教員数：3
	教育の基礎的理 解に関する科目等 各教科の指導法	内田有一	廣枝優子		専任教員数：2 必要専任教員数：各1
		教授の人数：4	准教授の人数：3	講師の人数：1	
		専任教員数：8			
		上野学園短期大学の入学定員：50			
		学科の専任教員：5以上[短期大学設置基準による]			
		短大全体の専任教員：2以上[短期大学設置基準による]			

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

補助教員は採用していない。

教員の採用、昇任は専任教員選考規程、就業規則等に基づいて行っている。教員の採用・昇任にあたっては、教授会で教員資格審査を行っている。採用に際しては、専任・非常勤問わず、公募で集まった候補者から公明な選考を実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、演奏のほか、音楽基礎科目、音楽教育、学校教育等、多様な研究課題に取り組んでいる。教員の研究成果は、演奏会、紀要、教材等として結実し、専門実技レッスン、合奏授業、授業にて実践される。

紀要を年1回発行し、研究成果を発表する機会を設けている。本学では、実技科目教員においても活字業績が必須と考えており、学術科目教員が付いて論文または研究ノートを作成する環境を整えている。

上野学園短期大学研究紀要

号	発行日	論文／研究ノート題目	執筆者
第3号	令和7(2025)年 2月28日	旋律創作における模倣の効果—旋律スキーマの 視点から—	内田有一 教授
		研究ノート 中学校における「考え、議論する道徳」指導の在 り方—質の転換を図るためには何が必要か—	廣枝優子 准教授

		研究ノート 話芸で学ぶ日本の伝統と文化―「講談」を中心 に―	小泉博明 非常勤講師
--	--	--------------------------------------	---------------

(第3号は上野学園創立120周年記念論文集として作成・発行された。)

科学研究費補助金等の公募があった際には、積極的な応募を奨励している。科学研究費補助金の説明会は個別に対応する形で、短大事務部の科研費担当職員が行っている。令和6(2024)年度科学研究費補助金の申請はなかったが、令和3(2021)年度に始まった複数年の基盤研究(C)に、分担者として令和6(2024)年度も非常勤教員1名が参加している。科学研究費に必要な事項は、「科学研究費補助金取扱規程」及び「科学研究費補助金内部管理・監査実施委員会規程」において定めている。

研究倫理を遵守するため、本学では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文科科学大臣決定)」を踏まえ、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究不正防止の対策を講じている。さらに、「科学研究の健全性向上のための共同声明(平成26年12月11日一般社団法人国立大学協会会長、他)」に基づき、教員に対する意識付けを強化している。コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンス・マニュアルにおいては、研究等に係る不正の防止として、研究費等の適正な管理及び捏造・改ざん・盗用・経歴詐称を絶対に行わないことを掲げている。

競争的資金の獲得に際しては、教員から提出された倫理審査申請書に基づき研究倫理委員会が倫理審査を行っている。研究倫理委員会は学長、学科長、短大事務部職員2名の計4名が審査にあたる。

倫理審査申請書の項目

<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究課題名 2. 研究代表者の氏名・所属・職名 3. 共同研究者等の氏名・所属・職名 4. 研究目的、意義 5. 研究実施期間 6. 研究の概要 7. 研究の対象及び実施場所 8. 研究対象者の特性(対象の種類・人数、年代等) 9. 研究対象者への謝礼の有無 10. 研究における倫理的配慮について(研究対象者への依頼・説明方法、個人情報保護等の取扱い等) 11. データ及び情報の保管及び廃棄の方法 12. 研究に関する情報公開の方法 13. 研究により得られた結果等の取扱い
--

本学では、専任教員の研究活動を推進するために、専任教員全員に年間10万円を上限に

研究費を支給している。「研究費に関する管理規程」に基づき、適切に運用している。

専任教員の研究室は、共同または個室にて提供し、研究環境は整備している。専任教員の授業担当時間は研究活動に割く時間を踏まえて設定されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等について、海外出張旅費規程を備えている。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。例をあげると、古楽器を収集・管理し、一般に公開している楽器展示室では、学習成果を向上させるために教員から要望があった際には、授業内容と連携した楽器展示及び研究員による説明を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

学校法人上野学園の事務組織及び職制は、「組織運営規程」に定めている。また「職務権限規程」では、法人部門及び事務部門の各職位の職務（業務の内容・範囲）及び職務権限（業務に必要な権限）を明らかにし、責任体制を確立している。これらの事務関係諸規程に則り、権限の適切な分散と責任を明確に認識し、組織編成及び職員の配置を実施している。職員の専門性を高め、企画立案等の業務を能動的に遂行できる人材育成のために、個人の資質を鑑みた組織を編成している。

事務組織としては、総務部、短大事務部、入試広報担当、経営企画室、理事長室、学長付、中高事務部、情報システム担当等があり、組織図に基づき役割を明確にして業務を遂行している。各部署には部長（室長）がおり、責任体制ができています。

事務組織の各部署は、一部を除き、1階にまとまって設置されている。業務が関連する部門は隣接しており、関係業務の遂行状況を知り、連携がとれる環境となっている。事務職員は、一人1台のPCと付帯するメールアドレス等を与えられており、事務処理に必要なネットワークが整備されている。このほか電話、ファックス、複合機、PHS等も整備されている。

各部署で滞っていた課題や問題点は、理事長直轄部署の経営企画室に集積し、理事会による審議に則った経営方針に従い、業務改善を迅速に行っている。経営企画室は、各職員が効率的に能力を発揮できるよう、日常的に業務上の問題の解決を図り改善や支援を行っている。稟議書の電子データによる回覧、予実管理システムの構築、業務申請や帳票類の電子化

等、IT 機能を活用することにより業務効率の向上を図っている。こうした業務改善により、職員が自らの資質・能力の向上に時間を増やすことが可能となっている。

特に短大事務部の事務職員は、各教員と密接な信頼関係を築いてきており、また学生についても個々の学生の名前、顔を覚えて、各学生の個性や事情に応じた懇切な支援を行っている。学生の学習成果の獲得が向上するように、教員や関係部署と連携している。

事務職員は、能力、資格、専門性及び経験を十分に発揮できるように配慮した上で配置されている。SD 委員会規程に基づく OJT や研修会等により、資質向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学は、学生の学習効果獲得に必要な教学組織を構成している。

教学マネジメント組織委員会では、学習成果に係る教員の役割や責任について取り上げ、主任会議に報告している。

事務職員については、部長、次長、課長のポストがあり、指示系統が明確化されている。さらには、短大事務部は、キャリア支援センター、図書館、医務室の職員配置に責任を持ち、各就業状況を把握している。職制は「職務権限規程」により扱われている。事務職員は、学生の学習成果の向上が望めるように、教員や関係部署と連携し、業務を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

FD 活動に関しては、FD 委員会が主導している。学科長を中心に、専任・非常勤問わず、全教員が FD 活動に取り組める環境を整えている。教員は、FD 活動を通して、授業・教育方法の改善を図っている。

教員の研究成果を発表する機会として、紀要のほか、主に実技科目教員による「上野学園・人と音シリーズ」（以下、「人と音」という。）を実施している。これは 30 分の口頭発表と 1 時間内の演奏で構成された FD であり、新任教員や昇格した教員を優先的に指名している。

FD 委員会は、「人と音」を含めた FD 研究会を運営している。専任教員に対しては FD 研究会の参加を義務付けている。やむを得ず参加できない場合は、課題レポートを FD 委員会委員長に出席し、当該研究会で取り上げた内容を理解させることにしている。

FD 研究会開催状況 令和 6（2024）年度

	開催年月日	内容・担当教員等
1	令和 7（2025）年 2 月 17 日 （月） 10:00-11:30	合理的実技指導の在り方～スポーツ科学の視点から 伊藤直木氏 元日本体操協会トランポリン男子強化本部長 音楽の実技指導は、科学的な根拠に基づく合理的な指導が求められている。スポーツ科学の知見に基づくスポー

		ツアスリート育成の理論と実際を学ぶことにより、パフォーマンスという共通な視点から音楽大学における実技指導の在り方を研修する。
2	令和7(2025)年2月19日 (水) 11:00-11:30	人と音 音楽様式と演奏表現の在り方～音色と奏法の視点から～ 倉地恵子准教授 ①音楽様式と音色づくりの重要性 ②音色づくりの技法と奏法 ③ピアノと、声楽や他楽器の奏法および表現の比較/ディスカッション

SD 活動については、平成 28 (2016) 年度に発足した SD 委員会が中心となって積極的に進めている。それまで、各部署において外部の研修会や勉強会への参加を促進してきたが、SD 委員会により SD 研究会を開催し、短大運営の活性化を図るための組織的な活動となった。

SD 委員会は、職員の資質・能力向上のための SD 研究会を運営している。コロナ禍でのオンライン活用を受けて、情報セキュリティ対策やモラル及び実際の業務に役立つ機器の操作についての説明を行った。

SD 研究会開催状況 令和 6 (2024) 年度

	開催年月日	内容・担当者
1	令和7(2025)年3月18日 (火) 13:00-14:30	教職員研修—ハラスメントのない職場をつくる 林陽子顧問弁護士 働く人々がさまざまなハラスメントからどのような法律によって保護されているのか、現行法令によるハラスメント規制と新しい形態のハラスメントを知る。パワーハラスメントの定義と6種類の説明とパワーハラスメントにならない指導例の紹介を通して、職場が一丸となって働く人の人権を守る環境を作る。アカデミックハラスメントや事業主に求められる「措置義務」についても学ぶ。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業については、就業規則で規定しており、教職員は就業規則を事務局で閲覧できるようにしている。

教職員の就業に関しては、労働協約、就業規則を基本として、採用、退職、給与、勤務時間等はすべて規程化・内規化されており、運用はそれらに基づき適正に管理されている。

主要な規程の改定にあたっては、ウェブ掲示板で通知し、全規程は教職員学内共有フォルダに格納しており周知が図られている。

教職員の出退勤管理については、「JOE：勤怠管理システム」を令和元（2019）年度半ばから運用し、教職員証による打刻で出退勤時刻を管理している。事務職員の超過勤務に関しては予め所属長の決裁を得た上で実施することを原則とし、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結して勤務時間を適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学は、キャンパスの数は1つである。運動施設は茨城県つくば市にグラウンドを借用している。

短期大学設置基準上で必要とされる校地・校舎面積を満たしている。

短期大学設置基準と校地・校舎面積との比較 令和6(2024)年5月1日現在

	校地面積	設置基準上 必要校地面積	校舎面積	設置基準上 必要校舎面積
上野学園短期大学	4,889.96 m ²	1,000 m ²	6,523.14 m ²	1,700 m ²
校地	収容定員 100人×10 m ² =1,000 m ² (短期大学設置基準第30条)			
校舎	1,700 m ² (短期大学設置基準 第31条 別表第2イ 音楽関係)			

校地と校舎は、身体的な障がいを抱える学生に対してバリアフリーとなっている。校舎には、多機能付きトイレ、点字ブロック、点字表示、段差のない床、音声付きエレベータを設置している。

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、大人数を収容する講義室、少人数のゼミ室、合奏・合唱のためのスタジオ(リハーサル室)等の施設、及び授業を行うための機器・備品を整備している。

講義室・リハーサル室等標準収容人数及び備品一覧 令和6(2024)年度

教室	区分	標準 収容 人数	AV 機器	ピアノ	備考
1007	講義室	30	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ 1	
1012	スタジオ	100	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ 2	第1リハーサル室
1401	情報処理室	25	DVD/ CD/ monitor / プロジ ェクター/(VHS)	アップライトピアノ 1	PC専用机 (キーボード付)
1505	講義室	8	BD/ CD/ monitor	なし	
1506	講義室	26	BD/ CD/ monitor	なし	
1507	講義室	90	BD/ CD/ monitor /書画カメラ	グランドピアノ 2 アップライトピアノ 1	

全室にCD、DVDまたはBD(ブルーレイディスク)、モニター等のAV機器を設置している。また、可動式プロジェクターやPCを用意している。また教員所有のPC、オーディオプレーヤーを使用できるよう、ケーブルや変換アダプタを各種揃え、多様な視聴覚教材を活用した授業を実施できるようにしている。

本学においては、核となる授業形態は個人実技レッスンである。レッスン室には、それぞれの授業形態に合った楽器を設置している。

レッスン室の常設楽器一覧 令和6(2024)年度

部屋	部屋タイプ	楽器	部屋	部屋タイプ	楽器
----	-------	----	----	-------	----

番号			番号		
1001	レッスン室	グランドピアノ 1	1002	レッスン室	グランドピアノ 1
1003	レッスン室	グランドピアノ 1	1004	レッスン室	グランドピアノ 1
1005	レッスン室	グランドピアノ 2	1006	レッスン室	グランドピアノ 1
1008	レッスン室	アップライトピアノ 1/ハーブ	1009	レッスン室	グランドピアノ 1
1010	レッスン室	グランドピアノ 1	1011	レッスン室	グランドピアノ 2
1015	レッスン室	グランドピアノ 2	1016	レッスン室	グランドピアノ 2
1105	レッスン室	アップライトピアノ 1/打楽器	1107	レッスン室	グランドピアノ 1
1109	レッスン室	アップライトピアノ 1/オーボエ	1110	レッスン室	グランドピアノ 1

本学では通信制による教育を行っていない。

本学の図書館は 645 m²を保有し、適切な面積を有している。

購入図書を選定は、図書委員会の規程に基づき、学生・教員から提出される「購入希望届」を図書委員が検討した後、館長が予算を考慮した上で、判断している。さらに、所蔵重複調査を行い、資料購入予算の効果的運用を図っている。

図書の廃棄については、「図書館管理規程」により、適切に対応されている。

図書館には、専任の司書を置き、教育、研究及び学習に必要な学術資料を収集・整理・保存している。また、館内に設置された PC (7 台) で蔵書検索ができるほか、インターネット検索やレポート作成等にも利用されている。蔵書検索には、図書検索性ソフトウェアを本学用にカスタマイズしたもの (OPAC) を利用しているほか、国立情報研究所目録所在情報サービス (NACSIS CAT) による他大学図書館の総合目録データベース検索 (Cinii) を利用している。また、本学の卒業生、系列中学校・高等学校の生徒の利用にも供している。

15 階の閲覧室は 64 座席を有し、最新号の図書や雑誌、新聞等を配架、ゆっくり読書ができるソファ・スペースも備えている。閲覧室には、アニバーサリーイヤーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立つ工夫をしている。その他、楽曲研究や演奏研究のために CD や DVD を聴く学生用に、視聴覚席を 6 席設けている。

開館時間は、平日 9:00~17:00。令和 6 (2024) 年度の開館日数は、日曜日・国民の祝日・創立記念日・長期休業中の一定期間・入試期間を除き、年間 220 日であった。同年度の図書館利用者は、5,478 人であった。入学時のガイダンスで新入生に「図書館利用ガイド」(備付-56) を配付し、すぐに図書館を利用できるよう配慮している。

蔵書構成は、令和 6 (2024) 年 5 月 1 日時点で、和書 30,826 冊、洋書 9,814 冊、楽譜 37,052 冊、視聴覚資料 17,256 点、学術雑誌 370 タイトルとなっている。本館では、新規購入、寄贈、他大学との紀要交換等により、一般教育図書、専門書、学術書、楽譜、CD・DVD 等の視聴覚資料を収集している。参考図書については、作曲家全集、楽譜叢書、古楽関係の資料が充実している。

本学には、系列中学校・高等学校の体育館 (面積 572 m²) があり、「体育実技」に活用さ

れている。

多様なメディアの利用とその場所について、コロナ禍においては、各専任教員は研究室や自宅で Zoom により授業・レッスンを行っていた。それを始めるにあたっては、情報システム担当職員が教員向けガイダンスを数回行い、授業に支障が出ないようにした。学生に対しては、Zoom 授業を学内で受けられるように、そのための教室を用意した。コロナ禍が明けてからは Zoom から対面に切り替わっているが、そのとき培ったノウハウにより、オンデマンド授業を、現在、一部に盛り込んでいる。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学の備品・消耗品などの物品の取得・管理については「固定資産管理規程」に則っている。

本学の経理処理については、「経理規程」に則り、当然「学校法人会計基準」に従い総務部経理担当が行っている。なお、施設設備、物品の維持管理については、総務部管財担当が行っている。物品等の購入・使用に際しては、稟議により必要性を審査し、相見積による価格査定を行う等、適正に運用・管理している。

本学の火災・地震対策、防災対策については、総務部管財担当が中心となり、諸規則の整備、様々な定期的な点検・訓練を行っている。学生、教職員の安全・安心のために、「危機管理規程」を定めている。災害や火災、テロ、重篤な感染症等の重大な事件や事故等が発生した場合には、「危機管理本部」を設置し、事象に適した対応策を講じる体制を敷いている。

また、「災害対策マニュアル」を定め、学生・教職員用と家庭用2種類の「大規模地震に対する教職員の準備・対応」を用意している。

教員に対しては「避難・誘導ハンドブック」を配付し、学生に対しては学生便覧により災害・緊急時の対応を知らせている。入学試験期間中の受験生に対しては「地震発生時の対応について」を配付している。全教室の扉内側に避難経路図を掲出し、年度初めのガイダンスでは避難経路確認を行い、防災に関する意識向上に努めている。

火災報知器やAED（自動体外式除細動器）は、定期点検を実施している。系列の中学校・高等学校を含めた建物の防災訓練は、上野消防署の指導のもと年1回行っている。さらに東日本大震災以後、防災用品・備品および非常用食糧などの充実を図っている。防災用品に関しては保守点検を定期的に行っている。

防犯対策としては、開門時から閉門時まで校門に警備員を配置し、学生、教職員一人ひとりのIDカード（学生証または教職員証）の確認を行い、またすべての来校者は入構証をつけることを義務付けている。不審者対策として本学正門守入口に防犯カメラを設置している。

ネットワークのセキュリティ対策については、学内 LAN と外部通信環境（インターネット）との出入り口部分にファイヤーウォールを設置して、外部からの不正アクセス等をブロックするセキュリティ環境にしている。さらに学内 LAN 上では、VLAN（Virtual LAN）機能を用い、図書館や職員執務室エリアや情報処理室などの目的に応じて論理的な区画グループ化を行うことでセキュリティ管理を実施し、また他グループのパソコンやプリンタにアクセスできないようにしている。学内 LAN は回線速度 130MB 容量の環境を保有している。

省エネルギー・省資源対策については、省エネ電球への変更、夏期・冬期の空調の設定温度の変更など、教育活動に影響がない範囲で省エネの工夫をしている。クールビズに取り組み、教職員の軽装勤務を認めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

省エネルギーについては、光熱費の抑制のため、学生・教職員の学内滞在時間帯の遵守、こまめな消灯等を、働きかけ、省エネルギーへの意識改革を進めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

カリキュラム・ポリシーに基づいた技術サービス、専門的な支援、施設設備として、情報関係と楽器関係があげられる。

まず、情報関係として、情報処理室には学生用としてデスクトップ PC を 25 台設置している。ソフトウェアとしては、マイクロソフト Office365 (Excel・Word・PowerPoint) 及び楽譜作成ソフト Finale 等を導入している。これらの 25 台の学生用デスクトップ PC 以外に、講師用と制御用のデスクトップパソコンを各 1 台、ファイルサーバ 1 台、プリンタ 4 台を設置している。セキュリティに関しては、学内 LAN 上の情報処理室のネットワークを 1 ネットワークにグループ化し、学内 LAN の他のネットワークグループとのアクセスを遮断して安全性を確保している。

図書館には 7 台のデスクトップ PC を設置して学生に開放している。内 3 台は、インターネット環境での図書館蔵書検索システム (OPAC) も利用可能となっている。

学生への情報技術の指導は、入学後のガイダンスに実施する「初年次プログラム」で情報の扱い方を学んでから、「情報とデータサイエンス」において、機器操作の演習及びデータ解釈の講義により実施している。

教職員への情報機器の技術指導については、入職の際に、情報システム担当が個別対応をしている。コロナ禍で Zoom による授業・レッスンを行った際には、授業開始前に全教員向けガイダンスを行い、Zoom の操作方法を指導した。また、SD 研究会においても、令和 3 (2021) 年度と令和 4 (2022) 年度に「情報セキュリティとオンラインミーティングツールの利用について」を講義している。

学内の PC 整備は、情報システム担当が行っている。技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備され、適切な状態が保持されている。

技術的資源の分配の見直しは経営企画室が行っている。前年度 12 月に翌年度の予算案策定を開始し、理事会の承認を得て決定する。

学内 LAN については、全館 Wi-Fi で対応している。専任教員の研究室にある PC、事務職員の PC は学内有線 LAN でつながっている。講義室での授業は、短大事務部で貸与する PC に学内 LAN をつないで行うことができる。

講義室は、プロジェクタ、スクリーン (またはモニター) を装備し、PC をネットワークに接続して授業ができる環境となっている。ホワイトボード、マイク、スピーカーに加えて、CD、DVD または BD、モニター等の AV 機器を備えている。

教員の情報システムを活用した授業実施例としては、Google Classroom による資料配布や課題回収があげられる。

短大事務部では、学生の基礎情報や学籍データを Campus Plan に登録し、学生の個人時間割表や証明書等の発行に用いている。

学園全体としては、ファイルサーバの共有フォルダ機能を活用している。教員間、職員間での情報共有を主たる目的としている。

学生が利用できる学内 PC 等設置場所

情報処理室 (14 階)

利用時間: 「情報とデータサイエンス」授業中及び予習復習時

課題提出時期等、学生の希望により適宜開室

PC 台数：25 台 プリンタ 4 台

図書館（15 階）

利用時間：平日 9:00～17:00

PC 台数：7 台

短大事務部（1 階）

利用時間：平日 8:30～17:30、土曜日 8:30～15:45

PC 台数：1 台

次に、楽器関係として、レッスン室や学生の練習室は使用頻度が高く、ピアノ等の楽器、椅子、譜面台・メトロノーム等の備品の消耗が激しい。総務部管財担当が楽器室の対応をしており、レッスン室、練習室、そして講義室に設置しているピアノの調律及びメンテナンスの手配を常時行っている。楽器室ではピアノ以外にも、チェンバロ等鍵盤楽器、管弦打古楽器、箏等の邦楽器を管理しており、維持・管理と学生への貸出を行っている。楽器の調律・保全については、外部委託業者との連携が保たれている。

レッスン室、リハーサル室、練習室には防音と空調の設備が整っている。リハーサル室には簡易照明調光装置を設置しており、いずれの設備も総務部管財担当が維持・管理をしている。

学生の学習支援に関わる技術的資源として、練習室があげられる。授業・レッスン以外の空き時間で練習室を利用する学生が多く、学習成果を獲得させるために必要な施設である。

学生の練習室一覧 令和 6（2024）年度

部屋番号	部屋タイプ	楽器	部屋番号	部屋タイプ	楽器
1017	練習室	グランドピアノ 1	1018	練習室	グランドピアノ 1
1019	練習室	グランドピアノ 1	1115	練習室	グランドピアノ 1
1116	練習室	グランドピアノ 1	1117	練習室	グランドピアノ 1
1118	練習室	グランドピアノ 2	1119	練習室	グランドピアノ 2

本学では、技術サービス、専門的な支援、施設設備を備えており、常に向上と充実を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持されている。
 - ⑥ 退職給与引当金を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資金引用規程を整備するなど、安全確実に行われている。
 - ⑧ 教育研究経費は過去3年において経常収入の20%を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、適切に行われている。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次資産表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

計算書類等に基づき、財的資源を把握し分析している。

資金収支計算書の翌年度繰越支払資金は、系列大学の学生募集停止を実施した令和3（2021）年度約9億3千万円であったが、その後、学納金等の収入減となっているものの、令和6（2024）年度に収益事業として文部科学省が定めている施設の有効化を導入し、その収益を経営に充てる計画を進めている。事業活動収支は、大学の学生募集停止

を実施した令和3（2021）年度に経常収支がマイナス約5億8千万円となった。その後、法人全体で収支の再認識が行われ、黒字化へ向けた回復への取組みを行っているが、現状は大学閉学に伴う学納金の収入減のため、事業活動収支は支出超過となっている。

貸借対照表の状況は、令和3（2021）年度を起点に減少しているが、これは大学閉学に伴う収入減であり、令和6（2024）年度の収益事業が実施されるまでは借入金で財務状況を安定させる。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握しており、短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金等は目的どおりに引き当てており、資産運用規程を整備するなど、資産運用も適切である。

短期大学の教育研究経費は下記事業活動収支計算書のとおり経常収入の35%を超えている。

事業活動収支計算書

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収入（A）	142,495	160,976	135,563
教育研究経費（B）	52,378	61,834	56,782
比率（B／A）	36.76%	38.41%	41.89%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は適切である。公認会計士の監査意見への対応は適切である。寄付金の募集は適正であり、学校債の発行は行っていない。入学収容定員は未充足ではあるが、法人全体として維持している。

法人の活動区分資金収支計算書では、教育活動については、過去3年間を見ると令和4（2022）年度から6（2024）年度にかけて約8%の減収であり、経費においては約18%減の動きで、教育活動収支差異はマイナスが続いているが、約54%改善している。

活動区分資金収支計算書

(単位：百万円)

	科目	4年度	5年度	6年度
教育活動による	収入	1,006	935	928
資金収支	学生生徒等納付金収入	615	539	436
	経常費等補助金収入	391	396	492
	支出	1,495	1,503	1,228
	人件費支出	899	951	773
	教育研究経費支出	334	305	243
	管理経費支出	262	247	212
	調整勘定等	▲ 146	112	9
	収支差額	▲ 635	▲ 456	▲ 291
施設整備等活動による	収入	11	23	126
資金収支	支出	4	2	235
	収支差額	7	21	▲ 109
その他の活動による	収入	880	1,111	1,824
資金収支	支出	829	1,095	1,386
	有価証券購入支出	0	0	0
	収支差額	51	16	438
支払資金の増減額		▲ 476	▲ 245	43
翌年度繰越支払資金		449	204	301

令和6（2024）年度の事業活動収支差額については、教育活動収支が291百万円（減価償却117百万円）マイナス、教育活動外収入が0.794百万円（受取利息・配当金）、経常収支差額は335百万円マイナスとなっている。基本金組入前当年度収支差額は321百万円マイナスである。

事業活動資金収支計算書

(単位：百万円)

	科目	4年度	5年度	6年度
教育活動収支	収入	1,169	1,161	1,016
	支出	1,647	1,654	1,349
	(うち減価償却額)	138	123	117
	収支差額	▲ 478	▲ 493	▲ 333
教育活動外収入	受取利息・配当金	0.505	0.556	0.794
経常収支差額		▲ 477	▲ 493	▲ 335
特別収支差額		1	▲ 33	▲ 15

科目	4年度	5年度	6年度
基本金組入前当年度収支差額	▲ 476	▲ 526	▲ 321
基本金組入額合計	▲ 22	▲ 18	▲ 20
当年度収支差額	▲ 498	▲ 544	▲ 341
前年度繰越収支差額	▲ 2,063	▲ 2,538	▲ 2,946
翌年度繰越収支差額	▲ 2,538	▲ 2,946	▲ 2,618

令和7（2025）年3月末の手元資金は、現預金318百万円（流動資産の現預金301百万円、退職給与引当特定預金2百万円、第3号基本金引当特定資産14百万円、有価証券1百万円となっている。）

資産の状況（令和7（2025）年3月31日）

（単位：百万円）

貸借対照表		運用資産	
流動資産 現金預金	301	現金	301
固定資産 有価証券	1	普通預金	3
固定資産 退職給与引当特定預金	2	定期預金	0
固定資産 第3号基本金引当特定資産	14	有価証券	14
	318		318

学生の定員割れにより収支は赤字を余儀なくされているものの、大学閉学後の施設を有効利用することにより、将来にわたって本学の教育研究に支障はない。

退職給与引当金等については、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛け金の累積額と交付金の累積額との組入調整額を加減した金額を計上している。

本学の令和6（2024）年度教育研究比率（事業活動収支の教育研究費÷教育活動収入）は、34.30%である。

本学教育研究比率

（単位：百万円）

		4年度	5年度	6年度
教育活動収支	A 収入	1,169	1,161	1,016
	支出	1,647	1,654	1,349
	B（教育研究経費支出）	457	413	349
	収支差額	▲ 478	▲ 493	▲ 333
教育活動外収入	受取利息・配当金	0.505	0.556	0.794
	経常収支差額	▲ 477	▲ 493	▲ 335
	特別収支差額	1	▲ 33	15
	B / A 教育研究比率	10.52%	35.57%	34.35%

資産運用については、「資産運用規程」を定め、運用対象資産、運用の体制・方法・報告、運用責任者による点検を定め、堅実な運用を行っている。

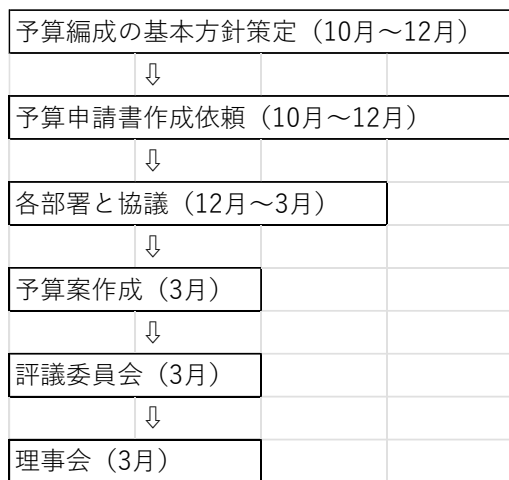
法人は法令に基づき、監事による業務・教学監査、会計監査と公認会計士独立監査人の監査が行われている。監事は毎会計年度に監事報告書を作成し、理事会、評議員会（会計年度終了後2か月以内）に出席して業務・教学・財務状況、執行状況について報告をしている。寄付金の募集及び学校債の発行は適正に行われている。学校債については発行していない。

本学では入学定員および収容定員を割り込む状況となっている。そのため、定員充足率を回復することを最優先課題と位置づけ、定員減を含む経営改善計画を策定し改善に取り組んでいる。

財務体質の改善については、文部科学省学校法人運営調査委員会から指導・助言を受けており、理事長のリーダーシップの下、教職員全員が高い意識を持って、その改善に取り組んでいる。

法人は財的資源を以下の通り毎年度適切に管理している。中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算に関しては、予算編成の基本方針策定後、各部署に予算申請書の作成を依頼し、各部署との協議等を経て予算案を作成している。その後、予算案について評議員会に諮り、理事会の議を経て決定している。

【予算編成スケジュール】



予算成立後、速やかに総務部経理課・経営企画室から各部署に予算の示達を行っている。

予算の執行管理については、毎朝メールにて各部署の予算管理責任者へ予算実績を配信し、予算管理に務めている。

日常的な出納業務については、「経理規程」に基づき適切に処理しており、日計表を1か月にまとめ、理事へ報告している。

計算書類、財産目録等は、学園全体の経営状況及び財政状態を適正に表示している。また、資産及び資金の管理と運用については、経理システムにより記録されており、「資金運用規程」に基づき安全かつ適正に管理している。

経理担当者は、常に自己研鑽につとめ、学校法人会計に関する知識のスキルアップを図

るとともに、会計処理の不明な点等については適宜顧問会計士・監査法人に質問して解消し適正な会計処理を行っている。その結果、計算書類等は学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

経理規程に基づき、月次合計残高試算表を作成しており、理事長の求めに応じて、適時、報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱み等の客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な店員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分資料に基づき、本校の財務状況は赤字の状態が続いている。しかしながら、外部負債と運用資産では本校は負債が殆どなく、耐久年数は 10 年未満であるため C2（イエローゾーン）に位置している。

経営改善 5 ヶ年計画について、平成 30（2018）年度を起点とする経営改善 5 ヶ年計画の計画 3 年目であった令和 2（2020）年 7 月に、令和 3（2021）年度からの大学学生募集停止を発表したことにより、経営改善 5 ヶ年計画を令和 3（2021）年度を起点とする経営改善 5 ヶ年計画に変更した。

令和 2（2020）年 12 月以降、学校法人運営調査という形で年に 1 回文部科学省高等教育

局私学部参事官の指導を受けている。現状の経営改善 5 ヶ年計画においては、大学学生募集停止に伴う収入減と支出増は令和 6（2024）年 3 月末の大学閉学後も 1 年間は影響するが、令和 7 年度からは経常収支が好転する計画で、現状計画通りに推移している。

今後の安定的な財政基盤の構築と、より充実した教育提供を目指し、本学の充足率を回復することを最優先課題と位置づけ、短期大学の入学者推移、近隣の音楽系短期大学の状況、入学定員 50 名未満の小規模校の状況を調査分析し、学内での検討を重ねた結果、短期大学経営改善計画を策定した。

学園全体の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、短期大学に加えて、併設の中学校（音楽コース）及び高等学校（音楽科）の音楽教育を基とする、他には類の無い組織となっていることが強みであり連携を強化し、学園全体で学生・生徒確保に努めている。昨今の大学を取り巻く環境の変化に伴い、18 歳人口が平成 30（2018）年から下降に転じ、令和 4 年（2022）年度は 110 万人まで減少しているとともに短期大学への進学率も低迷が続き、学生確保競争が激化している。また、社会情勢の変化や学生のニーズが多様化し、それらのニーズに対応するため学園全体で様々な取組や点検を行っている。この取組として、ウェブや SNS を活用した情報発信の強化、外部組織との連携による地域貢献や社会貢献の実施を通して、本学のブランド力向上に努めている。

学生募集対策と学納金計画においては、他の音楽短期大学や芸術系学校の状況や受験生の動向を調査、分析するほか、社会のニーズや時代の変化に対応するため、社会人学生の入学促進や外国人留学生の受け入れを強化している。また、文部科学省の短期大学志願者推移、総務省の人口統計、日本私立学校振興・共済事業団の教育情報集計を活用するなど、入試広報が中心となり学生募集対策を行っている。

学納金計画については、毎年、社会の状況や他短期大学の動向なども勘案し、様々な事柄を含め検討を重ね理事会において決定している。

人事計画については、専任教員数は短期大学設置基準の要件を満たしており、教育の質を維持したうえで人件費の抑制に努めている。

施設計画については、老朽化等を勘案し整備を行っており、外部資金の獲得はない。

本学は適切な教員配置を行っており、必要な経費についても毎年度理事会に諮ったうえで適切に配分している。

経営情報については、事業報告及び財務情報をウェブで公開している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学は、入学者定員を満たすに至っておらず、納付金収入が十分確保できていない。

支出面では、人件費が大きなウェイトを占めているが、音楽教育という特徴から個別指導・少人数指導が多いため、幅広く多様な指導者を確保する必要があり、安易な削減（人員減）は教育の質の低下に繋がりがねず、「教育の質保証」という命題に逆行することになる。

学園全体では、資金収支差額、事業活動収支差額がともにマイナスという状態が続いている。短期的な支払能力を示す繰越支払資金は、ここ数年、低い金額となっているが、今後十分注意を払っていく必要がある。なお、令和 5（2023）年度を以て閉学した大学保有のピアノに対して資産価値を検証し、一部売却した。

法人の第一の課題は、学生の確保であり、学生数に見合った教育体制の再構築による財政

の健全化である。また、本学の立地が都心であるという地の利を活かした経営戦略についても、検討を重ねている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

法人の様々な課題に対して、理事会、経営企画室を中心に検討を進め、教育目標達成及び経営基盤の安定化に向けて改善を図っている。

①資金繰りを安定化させる取り組みとして、遊休資産を除売却するとともに、自己資金で資金調達担保融資や公的融資により資金調達を進めていく。

②予算編成から、稟議・予実システムの導入・その管理システムを構築する。

③帰属収支差額の比率を高めるため、学生確保を順調なものとする。

上記3つの方針の達成により、内部留保を実現し、経済的な安定を確保する。

このように財務状況の改善を実現し、安定的な学校運営を行うために、法人の様々な課題に対して、理事会、経営企画室を中心に検討を進め、教育目標達成及び経営基盤の安定化に向けて改善を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長のリーダーシップの下、中期計画及び年度計画を着実に実施するため、経営改善会議において学園全体の状況を共有し、入試広報を中心に学生の確保に全力をあげ、また、人件費を含む経費の削減に取り組み、教育の質を維持しつつ各年度の収支改善計画を実施、検証して確実に収支バランスを図るように努める。

それぞれの区分で示した課題については、学園全体の状況に鑑み、理事会、経営企画室等での論議を踏まえて改善を図っていく。

少子化が進み、短期大学への進学を希望する受験生の割合も減少する中、入学定員を安定的に確保することが喫緊の課題である。

今後、教育・研究の一層の充実が求められるが、限られた財政の中でその実現を図るには、支出の削減と収入の増加、その両方が必要となる。教育研究経費・管理経費の緻密な支出計画と配分、組織のあり方の見直しを含めた人件費の再検討、予算的に無理のない範囲で機能充実を図る施設整備計画の策定などに取り組み、支出を極力抑える工夫をしていく。一方で、学納金の更なる見直しのほか、寄付金・補助金・事業収入などの獲得拡大により収入増を図る努力が望まれる。支出減と収入増の実現、そのための戦略を検討する体制作りが急務である。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

平成 28 (2016) 年 6 月、学校法人上野学園理事長に就任した石橋香苗は、創立者石橋藏五郎から脈々と引き継がれてきた建学の精神「自覚」を、最も理解している者である。

理事長は英国ウォーリック大学修士課程において中世イタリア美術史を専攻修了後、英国ロンドンで 258 年の歴史を持つオークション会社の Christie's Manson & Woods Ltd に勤務後、株式会社クリスティーズジャパンに転勤、代表取締役社長、会長を歴任した。研究とその後の職務を通して、東洋・西洋美術全般の見識があり、国内外における人脈を構築している。平成 26 (2014) 年 8 月、学校法人上野学園の理事・評議員に就任、理事長就任後の平成 29 (2017) 年 4 月からは短期大学学長も兼務しており、上野学園の芸術分野の教育活動と国際化、及び国際社会で活躍する人材育成の強化を促進している。

理事長はこれまでの伝統を受け継ぎ、学園広報誌「上野」、ウェブサイト、学校案内等により、建学の精神を広くアピールしている。また、教職員の集い (4 月)、創立者の日の集い (11 月) 等の機会に、建学の精神の浸透を図っている。

理事長は学校法人上野学園の管理運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、「寄附行為」に基づき、学校法人を代表し本法人の業務を総理している。毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績 (財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書) を評議員会に報告し、その意見を求めている。また、理事長は、定期的に各所属校及び法人事務局から経営面や教学面など全般的に報告を受け、各校の現状と課題を把握している。そして、日常的な業務運営を適切に執行している。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催しその議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は順当に開催されている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

また、理事会は、短期大学の発展のために、各年度事業計画や事業報告の提出を受け、説明を通じて短期大学の運営について協議している。文部科学省等、学外の必要な情報を適宜入手している。

学校教育法第 5 条「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特例の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」を踏まえ、理事会は、短期大学の運営について法的な責任があることを認識している。学校法人運営及び短期大学の運営に必要な

規程を整備している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。理事 6 名の職務分掌は、理事長、財務・ガバナンス・教育（国際教育）担当、IT 担当、総務・教育（国際教育）担当、教育（中高）担当、教育全般・総務となっている。

理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき専任されている。本法人に設置する学校の校長（学長を含む）、評議員の中から理事会において専任する者（1 名）、本法人に関係のある学識経験者のうち理事会において専任する者（4 名）とし、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 名をこえない、と定めている。また、寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

理事会開催日数の適切性、理事出席率の把握のほか、理事長と理事間で密接に意見交換を図れる体制を敷いている。寄附行為に基づき、適切に理事会を運営している。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、「学長選考規程」に基づき選考され、理事長を兼務している。学長は、本学の使命・目的を達成するため、本学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切にリーダーシップを発揮している。

学長は校務をつかさどり、所属職員を統括している。また、短期大学の教学面や管理運営に関わる具体的な重要事項について、学長は稟議書／報告書の決裁を通じて、状況を理解している。

学長は教授会の議長として学則及び教授会規程に基づき年間 10 回程度教授会を招集し、教育に関する重要事項について、学生委員会等委員会に諮問し、教授会構成員から意見を聴取し、教授会を審議機関として適切に運営している。教授会の議事録は事務局が作成している。なお、系列大学との合同教授会は実施していない。

諸委員会においても、学長が議長を務めるものがいくつかあるが、各委員会規程に基づき、適切に運営している。

学習成果及び 3 つのポリシーについては、教学マネジメント組織委員会が中心となり案

が出され、教授会での審議を経た後、学長が決定している。したがって、教授会は、学習成果及び3つのポリシーについて十分認識している。

このように、学長は、主に教授会を通じて教員の意見を汲み取り、短期大学の運営のための決定を行い、理事及び法人部門と調整しながら、短期大学の運営に関して適切なリーダーシップを発揮している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

理事長を兼務する短期大学学長ならではの強みを一層活かした、教職員の組織的運営システムの構築を考えていく。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

学長は、教育の質向上を念頭に、教職員との情報を密にし、きめ細かな学生指導を実践している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

2名の監事は、寄附行為第12条（監事の職務）の規定に基づいて法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。そして、その監査などに基づいて、理事会において意見を述べている。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、5月の理事会及び評議員会に提出している。

監事は、監査報告書作成にあたり、公認会計士からの会計監査結果の報告を受け、質疑応答及び意見交換を行ったうえで、各部門に対して質疑応答による確認を行っている。

令和4（2023）年度決算については、当該会計年度終了後2月以内にあたる理事会において決算を承認し確定した後、評議員会において報告し、意見を聴取した。その理事会及び評議員会において、監事からは、法人の業務及び財産の状況についての令和4（2023）年度監査報告書が提出され、意見が述べられている。

監事監査の実効性をより高めることにより、法人が設置する各学校の教育・研究機能の向上と財産の健全化等に寄与することを目的として「学校法人上野学園監事監査規程」を制定している（令和6年4月1日制定）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は寄附行為第22条の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

寄附行為第21条第1項に基づいて、本学園の評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。同第23条では、私立学校法第42条の規定を準用し、この規定に基づき、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞くこととなっている。評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校法人の監査経験のある会計監査人を選任し、3カ月に1回、複数人による定期監査を行っている。今後、明確な監査方針のもと指導を受け、改善をしていく。具体的には、法人の業務及び財産の実地調査、経費に関する内部統制の有効性を評価した上で、会計処理の妥当性を検討していく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

令和5(2023)年度にガバナンス・コードを制定した。本学は、学校教育法に定められた目的に沿って使命を果たしていくために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した短期大学づくりを進めていく。

併せて、法人は、中期的な法人運営の計画を策定し、経営と教学の連携・協力体制を確保し、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行うことで、ガバナンスの強化を図っていく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、ウェブサイト等により教育情報を公表している。また、私立学校法に定められた財務情報を、同じくウェブサイト等により公表・公開している。本学は、高い公共性と社会的責任を有し、情報を公表・公開して、その責任を果たしているといえる。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

平成28（2016）年6月21日発足の理事会からは、理事長をトップに、教学の長である学長が理事に就任し、その他評議員の中から1名、法人に関係のある学識経験者から4名、監事2名で構成し、より一層管理部門と教学部門の調整が円滑に運営できる体制とした。

法人に関係する審議事項は、経営企画室で毎週1回開かれる経営企画会議で法人本部とその他部門との連携に関わる情報や問題の共有、改善策の協議とを行う仕組みを作っている。経営企画室は、平成29（2017）年4月の組織改編により設置され、経営企画会議には、理事長、理事、理事長秘書室、総務部担当者、議題によって教学現場責任者が参加していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事会は、経営理念に基づく短期大学の経営方針や財務改善及び財務の安定を図る方針を、事業計画等に基づいて打ち出さなければならない。その方針を実現するため、監事が中心となり、定期的に点検していく必要がある。ガバナンス機能の一層の向上を図るため、理事会及び評議員会においては、原則として2名の監事が出席する体制としている。監事機能の更なる強化として、監事監査業務を明確にするため監事監査規程として明文化し、ガバナンス・コードの更なる徹底を図っていく。